

DISCLOSURE 2025

J A 西 春 日 井 の 概 況



していますか



のめぐみ



西春日井農業協同組合

目 次

■ ごあいさつ	・・・ 1
■ 経営理念	・・・ 1
■ 経営方針	・・・ 1
■ J Aの活動の概要	・・・ 2
■ 地域との繋がり	・・・ 3
■ 農業振興活動	・・・ 3
■ 事業・商品・サービスのご案内及びご利用状況	・・・ 4
◆ 店舗網	・・・ 11
■ 経営管理体制	・・・ 12
◆ リスク管理の状況	・・・ 12
◆ 法令遵守（コンプライアンス）の態勢	・・・ 13
◆ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応	・・・ 13
◆ 内部監査体制	・・・ 14
◆ 経営機構	・・・ 15
■ 事業の概況	・・・ 17
◆ 自己資本の状況	・・・ 18
◆ 財務の状況	・・・ 19
■ 信用事業	・・・ 32
◆ 貯金	・・・ 34
◆ 貸出金	・・・ 35
◆ 有価証券	・・・ 39
■ 共済事業	・・・ 41
■ 営農事業	・・・ 43
■ 自己資本の充実の状況	・・・ 45
◆ 自己資本の充実度に関する事項	・・・ 46
◆ 信用リスクに関する事項	・・・ 49
◆ 信用リスク削減手法に関する事項	・・・ 54
◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	・・・ 56
◆ 証券化エクスポージャーに関する事項	・・・ 56
◆ CVAリスクに関する事項	・・・ 56
◆ マーケット・リスクに関する事項	・・・ 56
◆ オペレーショナル・リスクに関する事項	・・・ 56
◆ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	・・・ 56
◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	・・・ 57
◆ 金利リスクに関する事項	・・・ 57
■ グループの概況	・・・ 59
■ 連結自己資本の状況	・・・ 72

※ 端数処理については、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

ジェイエイ

J A は

農協の愛称です



■ ごあいさつ



皆さまには、日頃よりＪＡ西春日井をご利用いただき誠にありがとうございます。

当ＪＡへのご理解を一層深めていただくために「DISCLOSURE 2025 ＪＡ西春日井の概況」を作成いたしました。

当ＪＡの経営方針、最近の業績や事業内容などについて、できる限りわかり易くご説明し、ＪＡ西春日井をより深くご理解いただくための参考になれば幸いと存じます。

さて、わが国経済はグローバル化の進展とともに、あらゆる分野での競争激化は避けられない状況です。

当ＪＡは第８次中期計画に基づき、自己改革に取り組むとともに健全性を第一に「地域に根ざしたＪＡバンク」として努力いたしますので一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年７月

代表理事組合長 丸山 武司

■ 経営理念

基本を大切に さらなる信頼を追求してまいります

私たちと組合員・利用者皆さまとのお取引は、商品が他の店舗よりも安価であること、貯金利率が他の金融機関より良いということも、もちろん大切なことですが、それ以上に目には見えない「信頼関係」の上に成り立っているのではないのでしょうか。

この、私たちがめざす「信頼関係」とはどうやって生まれるのでしょうか。信頼とは、お互いが相手のことを十分に理解し受け入れることから始まります。そのために、今一度サービスの原点に立ち返って、強固な「信頼関係」を築くことが不可欠であると考えます。

■ 経営方針

国内経済は、物価上昇や賃金の上昇が進むなどデフレ経済から脱却しつつあると言われています。しかしながら、農業分野においては、令和の米騒動と言われ、米の価格は上昇していますが、多くの農産物については供給不足を主因とする一時的な上昇はあるものの、肥料価格の上昇などを踏まえた価格への転嫁は進んでおらず、現在議論されている適正な価格形成に向けた法制化を注視する必要があります。

このような情勢のもと、当ＪＡでは第８次中期計画（令和７年度～令和９年度）を新たに策定し、組合員との対話の場としている地区座談会と地区別代表者集会において、当ＪＡの事業内容及び自己改革実践サイクルに関する取組への理解を進めます。また、損益シミュレーションに基づいて策定した損益改善策を着実に実践するとともに、デジタル化を進め、業務の効率化とコスト削減を図ります。さらに、マネー・ローンダリング等への適正な対応及び不祥事未然防止にかかる取組を強化します。

経済・営農事業においては、営農指導による営農支援体制を強化し、生産部会（産直部会等）の育成、活動強化に努め、農家所得の向上と地域農業の振興に取り組んでまいります。また、グリーン西春日井では、栽培講習会の定期開催と組合員・利用者ニーズに対応した商品・サービスの提供に努め、アグリマルシェはるひでは、品揃えの充実と販売強化を図り、地産地消を広げ地域になくってはならない店舗づくりに努めます。

不動産事業においては、組合員にとって高い関心事である相続に関して、総合事業の強みを生かし、他部署との情報共有を行い、安心して生前相続相談をしていただける体制の構築に取り組みます。また、入居者ニーズを取り入れた効果的な入居対策をオーナーに提案し、賃貸物件の安定経営に資する取組を行います。

信用事業においては、貸出金の伸長及び有価証券の運用強化に取り組むとともに、取引メイン化の強化並びに次世代層との取引拡大を目指す「よりそい活動」を展開します。

共済事業においては、対面・非対面等の接点を最大限活用した3Q活動により得られた情報をもとに、丁寧な「あんしんチェック」に着実に取り組み、組合員・利用者本位の推進活動の定着を図ります。

本年は当JAが合併により設立されて50年の節目を迎えます。皆さまへの感謝の気持ちを伝えるための様々なイベントを実施するとともに、今後も組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただき、地域になくってはならないJAであり続けるために、健全・堅実な組合運営に努めてまいります。

■ JAの活動の概要

当JAは、北名古屋市、清須市、豊山町を事業区域として農業者を中心とした地域住民の方々が組合員になり、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を原資としており、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	正組合員数	2,787 人	2法人
	准組合員数	4,766 人	30団体

出資金	出資金額	150 百万円
-----	------	---------

（令和7年3月31日現在）



『ディスクロージャー』って何ですか？

「ディスクロージャー」とは、企業内容開示制度とも言われ、企業を取り巻く利害関係者に対し、その企業の経営内容などを知るのに必要な情報を開示することを言います。

なお、農業協同組合に対しては、「農業協同組合法第54条の3第1項」で「信用事業を行う組合は事業年度ごとに、信用事業及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。」と規定されています。

■ 地域との繋がり

「地域の皆さまの金融機関を目指す」ＪＡ西春日井では、安心してご利用いただけるような「経営の健全性」こそが、社会的責任・公共的使命であると考えます。

そのためには、まず信用リスク管理、すなわち資産の健全性を保たなければなりません。当ＪＡでは、厳正な審査はもちろんのこと、定期的な監事監査、会計監査人監査、異常例検査等のチェック機能を経て万全を期すとともに、自己資本の充実に努めております。

当ＪＡでは、新たに策定いたしました第８次中期計画やＪＡ西春日井自己改革工程表に沿って自己改革を進め、事業・経営・組織の一層強固な基盤整備を進めてまいります。

なお、私どもＪＡ西春日井は、今後とも「愛してますか緑のめぐみ」というスローガンのもと、広報誌やホームページ・SNS等を通じて地域農業やＪＡへの理解を深めていただくとともに、児童の体験学習、野菜の収穫体験、地域イベントへの出張販売、料理教室の開催等を通じて、広く地域住民の方々と農業との協調、調和に努めてまいります。



▲ 田植え体験



▲ 収穫体験

■ 農業振興活動

管内農業は、組合員の高齢化や都市化の進展に伴う農地の減少により、年々農産物の出荷量が減少しており、新たな担い手の育成が急務となっています。そのようななか、農地・営農相談室では農業者への営農相談等の支援に取り組んでいます。

地域農業を支える多様な担い手の育成を目的に開講した「アグリスクール」は９期目を迎え、定年帰農者や新規就農を目指す人の学びの場として好評をいただき、卒業生の中から産直部会員として産直施設「アグリマルシェはるひ」に出荷いただく方が徐々に増えています。

当ＪＡでは、出荷した農産物は栽培履歴管理システムを活用することで、安全・安心な農産物の提供に努めています。また、肥料・生産資材価格高騰対策の取組として、肥料・農機具の購入助成やカントリーエレベーター利用料金の割引を行うとともに、レンタル農機のラインナップの充実を図って農家組合員の作業効率向上につなげました。

食農教育では、田植え・稲刈り体験、各種野菜の収穫体験等を実施するとともに、市主催のイベントに参加して管内農業のＰＲを行いました。その他にも環境保全の取り組みとして、定期的に不要農薬・廃ビニール・廃プラスチックの回収を実施しています。



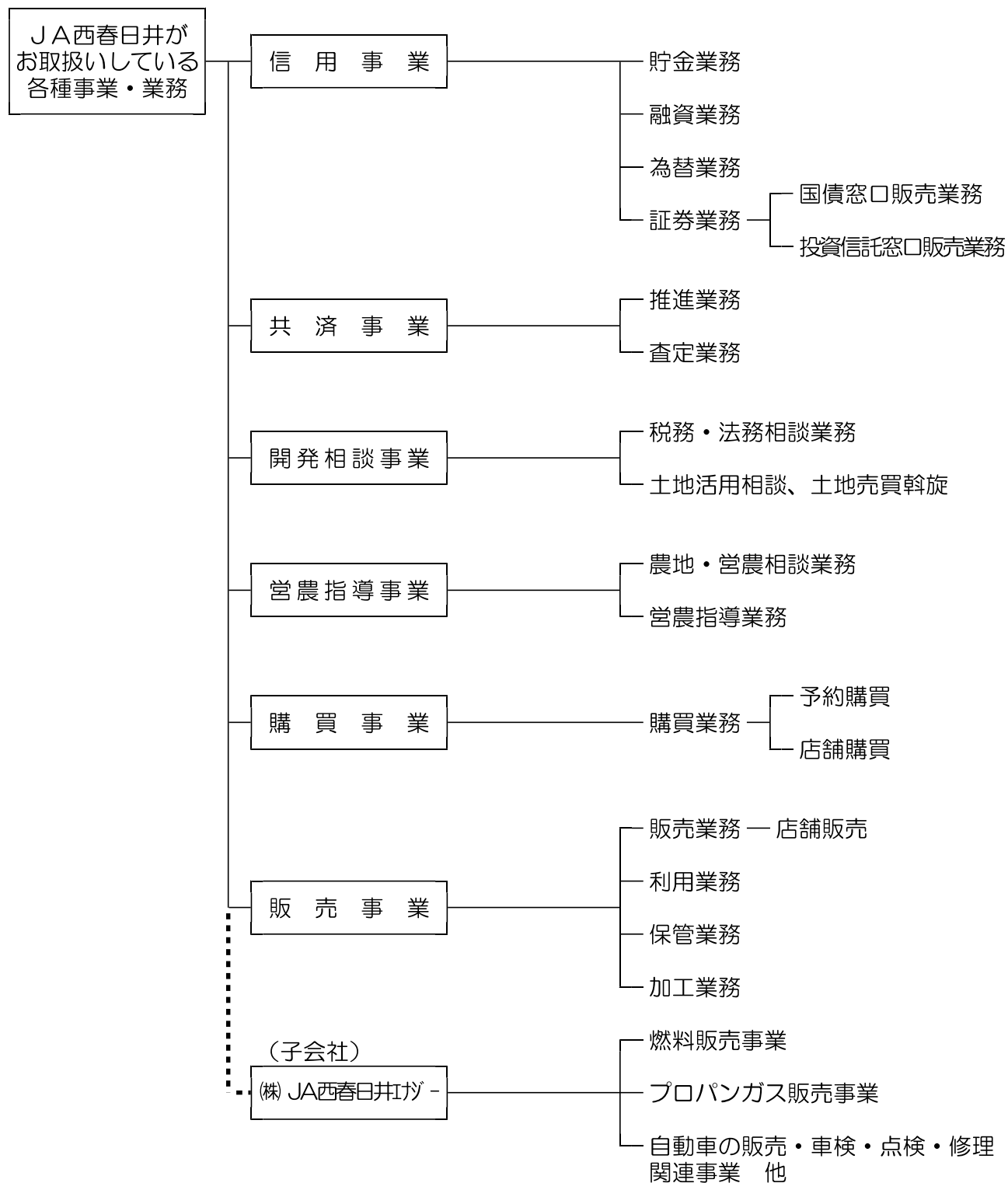
▲ アグリスクール



▲ 廃ビニールの回収

■ 事業・商品・サービスのご案内及びご利用状況

JA西春日井は、皆さまのさまざまなニーズにお応えするためさまざまな事業を展開しています。



<信用事業のご案内>

信用事業は、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、ＪＡ、信連（信用農業協同組合連合会）、農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンク（ＪＡ系統金融）として大きな力を発揮しています。

貯 金

組合員はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

また、全国のＪＡでの貯金の引出し・預入れをはじめ、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも現金のお引出しができるキャッシュサービスのお取扱いをしています。

融 資

組合員へのご融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや農業者・事業主の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、株式会社日本政策金融公庫等のお申込みの取次ぎも行っています。

為 替

全国のＪＡ、信連、農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などとオンラインシステムで提携し、ＪＡの本支店を通じて全国の各金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いをしています。

国債・投資信託の窓口販売

国債（個人向け国債、中長期利付国債）や投資信託の窓口販売のお取扱いをしています。

自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金などの自動受取サービスや、電気・電話・ガスなどの公共料金、新聞代金等の自動支払サービスのほか、ＪＡカードなどのクレジットカードの会員・加盟店のお申込みの取次ぎをしています。

また、事業主の皆さまのために、給与振込サービス、口座振込サービス、自動集金サービスなどのお取扱いをしています。

相 談

皆さまからの様々なニーズにお応えするため、ＪＡの総合事業という特色を生かし、各種相談会を実施しています。

＊ 休日ローン相談会 ＊ 年金相談会 ＊ 法務相談 ＊ 税務相談

暮らしと生きがいづくり

年金友の会を設置し、会員の皆さまの生きがいづくりをサポートしています。

（当ＪＡ年金友の会会員 令和７年３月末現在 ５，３６２名）

セーフティーネット

ＪＡバンクでは、「貯金保険制度」と「破綻未然防止システム」により「ＪＡバンク・セーフティーネット」を構築し、皆さまにより一層の安心を届けています。



『ＪＡバンク・セーフティーネット』って何ですか？

『ＪＡバンク・セーフティーネット』とは、公的制度である「貯金保険制度」とＪＡバンク全体で経営の健全性を確保する取組である「破綻未然防止システム」のことをいいます。

「貯金保険制度」は、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。また、「破綻未然防止システム」は、ＪＡの経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度で、経営困難に陥ったＪＡに対して全国のＪＡバンクが協力し、その経営を支援する仕組みに加え、そのような万一の事態に至ることのないよう、ＪＡバンク全体で早期・適切に経営の健全性の向上に取り組み、また、その取組に必要な支援を行うものです。

<主な取扱商品・サービス>

【貯 金】

種 類		内 容		期 間	お預入金額
総合口座		給与・年金等の自動受取や公共料金などの自動支払に便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金（自動継続扱い）が1冊の通帳で利用でき、いざというときのために便利な自動融資がセットされた口座です。自動融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の90%以内で自動的に最高200万円までご利用いただけます。		出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入残高に応じて金利が段階的に高くなります。			
当座貯金		お支払いに小切手をお使いいただく貯金です。 事業用の口座としてご利用いただくと便利です。			
納税準備貯金		納税期にあわせて納税資金を準備するための貯金です。		預入自由、払出しは納税時のみ	
通知貯金		まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引出しの場合には、2日以上前にお知らせください。		7日以上	5万円以上
定期貯金	スーパー定期		お預入期間を1か月から10年までラインナップしたベーシックな定期貯金です。お預入期間が3年以上の定型方式で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	・定型方式は、1か月、2か月、3か月、6か月、1年～5年、7年及び10年の11種類 ・期日指定方式は1か月超5年未満	1円以上
	大口定期貯金		1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	スーパー定期と同じ	1,000万円以上
	満期フリー定期		据置期間（6か月）を経過すればいつでも解約でき、お利息もお預入期間に応じて半年複利で計算します。また、一部解約のお取扱いもできます。	・最長預入期間は5年 ・据置期間はお預入日から6か月後の応当日の前日まで	1円以上 1,000万円未満
	期日指定定期貯金		据置期間（1年）を経過すればご自由に満期日の指定ができるほか、一部解約のお取扱いもできます。また、お利息は1年複利で計算します。	3年以内	1円以上 300万円未満
	変動金利定期貯金		市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更します。複利型のものは、お利息を半年複利で計算します。	1年、2年、3年	1円以上
	積立式定期貯金	エンドレス型	期間を定めずにマイペースで積み立て、将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに適した定期貯金です。	自由	1円以上
		満期型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）に合わせて、必要な資金を貯めていただくのに便利な定期貯金です。	積立期間 6か月以上10年以内	
年金型		積み立てた資金を定期的（年2回、年4回、年6回及び年12回）にお受取りができる年金タイプの定期貯金です。	積立期間1年以上		
財形貯蓄	一般財形貯金		勤労者の財産づくりのための貯金で、お預入れは給与等からの天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金		2か月又は3か月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税となります。在職中はもちろん、退職後も引き続き財形非課税枠をご利用いただけます。	積立期間 5年以上 据置期間 6か月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	
	財形住宅貯金		住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税となります。	5年以上	
スーパー積金		定額式	ライフプランに合わせて毎月又は隔月に一定額を掛け込む積金です。	1・2・3・4・5年	1,000円以上
		目標式	最初に目標額（満期お受取額）を定めて、毎月又は隔月に一定額を掛け込む積金です。		
		満期分散式	契約期間中に1年ごとに満期が到来し、掛込期間に応じて段階的に受け取ることができる積金です。	2・3・4・5年	

【融 資】

種 類		お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
住 宅 資 金	住宅ローン (新築・購入コース)	住宅の新築・購入（中古住宅を含む）、住宅用土地の購入、住宅の増改築に必要な一切の資金	10万円以上 20,000万円以内	3年以上 50年以内	元利均等毎月返済 元金均等毎月返済 (いずれもボーナス時の増額返済可能)	・住宅とその敷地を担保 ・協同住宅ローン株式会社の保証
	住宅ローン (借換コース)	他金融機関から借入中の住宅資金の借換えに必要な資金、借換えとあわせた増改築などに必要な資金	10万円以上 20,000万円以内	原則3年以上 40年以内		
	リフォームローン (協同住宅ローン保証型)	住宅の増改築・改装、補修、住宅関連設備の取得、他金融機関から借入中のリフォーム資金（有担保ローンは除く）の借換えに必要な資金	10万円以上 2,000万円以内	6か月以上 20年以内	元利均等毎月返済 (ボーナス時の増額返済可能)	協同住宅ローン株式会社の保証
生 活 資 金	教育ローン	入学金、授業料、下宿代など就学に必要な資金	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 15年以内	元利均等毎月返済 (ボーナス時の増額返済可能)	三菱UFJニコス株式会社の保証
	マイカーローン	自動車の購入や修理・車検などに必要な資金	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 15年以内		
	多目的ローン	見積書等により資金使途が確認できる生活に必要な資金	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 10年以内		
農 業 資 金	農業近代化資金	農業経営に必要な設備施設資金等	(個人) 1,800万円以内 (法人) 2億円以内	15年以内	元金均等返済	原則として愛知県農業信用基金協会の保証
	アグリマイティー資金	農業経営に必要な設備資金・運転資金	所要資金の範囲内	・長期資金 原則、10年以内 ただし、対象事業に応じ、最長20年以内	原則として元金均等返済又は元利均等返済	
				・短期資金 1年以内	原則、期日一括返済	
	農機ハウスローン	農業経営に必要な設備施設資金	1,800万円以内	1年以上 10年以内	元金均等返済又は元利均等返済	



【サービス】

種 類		内 容
自動受取サービス		給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元金、株式配当金などをＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日には確実に入金されますので安心です。
自動支払サービス		公共料金、税金、ＪＡカード利用代金などをＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間が省けて便利です。
自動送金サービス		毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的にお振込みいたします。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
ＪＡキャッシュサービス		ＪＡのキャッシュカードで、愛知県下はもちろん全国のＪＡのＡＴＭで現金のお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協などのＡＴＭでもお引出し、残高照会がご利用いただけます。さらに、ゆうちょ銀行のＡＴＭやコンビニＡＴＭ（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行）でもお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。
デビットカードサービス		お手持ちのＪＡキャッシュカードで、Ｊ-Debit 加盟店における買い物時のお支払いができます。現金を引き出す手間が省け、貯金残高の範囲内でのご利用となるため、使い過ぎる心配もありません。
ＪＡカード		ＪＡカードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。また、ＥＴＣカードのお取次ぎ、２４時間・年中無休で全国どこへでも駆け付けるロードサービス付ＪＡカードのお取次ぎもいたします。
給与振込サービス		毎月お支払いの給与・賞与を従業員の皆さまがご指定されるＪＡをはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
口座振込サービス		継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
自動集金サービス		定期的にご集金の販売代金、賃料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
小規模企業共済		小規模企業共済の加入や共済金のお受取りができます。
ＪＡネットバンク		インターネットを利用できるパソコン、スマートフォンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、通帳定期貯金の中途解約、さらには振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、住宅ローンやマイカーローンなどの一部繰上返済予約などの各種サービスが簡単、便利にできます。なお、スマートフォンでは、「ＪＡバンクアプリ プラス」をご利用いただくとさらに便利です。
法人ＪＡネットバンク		オフィスで、インターネットを利用できるパソコンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、さらには伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替などの各種サービスが簡単、便利に利用できます。
ＪＡバンクアプリ		スマートフォンを使用して、いつでもすばやく口座残高のチェックや明細の照会、投信口座の開設・取引、さらにはＰａｙＢ（税金・各種料金払込サービス）がご利用いただけるサービスです。
の 窓 口 販 売	国債	個人向け国債、長期利付国債、中期利付国債のご購入ができます。 国債は国が発行する債券です。利息と元金は、ご指定の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
	投資信託	投資信託は、リスクが少なく安定的に運用できるものから、リスクは高いものの大きな収益が期待できるものまで、様々な資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。
ＪＡの投信つみたてサービス		毎月１回、ご指定の日に、ご指定の金額で投資信託を定期的に買い付けることができます。



手 数 料 ― 覧

令和7年7月1日現在

1 振込手数料

(税込)

窓口利用(注1)	愛知県内JA及び愛知信連	5万円未満	1件につき	220円
		5万円以上	1件につき	440円
	他金融機関あてのもの	5万円未満	1件につき	550円
		5万円以上	1件につき	770円
ATM利用(注2)	他金融機関あてのもの	5万円未満	1件につき	330円
		5万円以上	1件につき	550円

(注1) 当組合本支店あてのものは無料です。

(注2) 当組合本支店あて、愛知県内JA及び愛知信連あてのものは無料です。

2 JA ネットバンク等手数料

(税込)

種 類	月間基本利用料
JAネットバンク	無 料
法人JAネットバンク(注)	1利用者あたり 2,200円

(注) 照会・振込サービスのみをご利用の場合の月間基本利用料は、1顧客あたり1,100円となります。

3 その他手数料

(税込)

種 類	料 金
貸金庫利用料	種類により(年間) 3,960円 ~ 6,600円
通帳・証書・カードの再発行手数料	1件につき 550円
ICキャッシュカードの場合	1件につき 1,100円
JAカード(一体型)の場合	1件につき 660円
残高証明書発行手数料	
当組合所定用紙	1通につき 550円
当組合所定用紙以外	1通につき 1,100円
監査法人用	1通につき 2,200円
取引明細表発行手数料	1件につき 1,100円
自己宛小切手発行手数料	1件につき 550円
窓口両替手数料(注1)	1枚 ~ 20枚 無料
	21枚 ~ 500枚 550円
	501枚 ~ (500枚ごとに) 550円加算
硬貨入金整理手数料(注2)	1枚 ~ 100枚 無料
	101枚 ~ 500枚 550円
	501枚 ~ (500枚ごとに) 550円加算

(注1) 新札への交換、金種を指定した払戻し及びつり銭の金種を指定した入金につきましても手数料の対象といたします。また、無料とする両替は、1日に1回までとします。

なお、汚損紙幣・硬貨の交換及び記念硬貨・旧紙幣の交換は、無料といたします。

(注2) 硬貨計数後にお手続きをとりやめる場合や金額を変更する場合についても硬貨入金整理手数料の対象とします。

また、振込手続きについても硬貨入金整理手数料の対象とします。

なお、同時に複数件お手続きをされる場合、硬貨の枚数を合算し、手数料を判定します。

◆店舗網

本支店	10 店舗
出張所	0 力所
合 計	10 店舗

ATMの設置台数 12台（うち店舗外 1台）

○信用事業店舗

（令和7年7月1日現在）

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM 設置台数
本店営業店	北名古屋市西之保南若11番地	0568-23-5711	1
西 春 支 店	北名古屋市石橋郷68番地	0568-21-0007	1
新 川 支 店	清須市寺野郷前63番地	052-400-3745	1
西枇杷島支店	清須市西枇杷島町末広1番地	052-501-9327	1
阿 原 支 店	清須市阿原星の宮66番地	052-400-3803	1
清 洲 支 店	清須市清洲一丁目15番地6	052-400-3703	1
春 日 支 店	清須市春日振形127番地	052-400-0437	1
師 勝 支 店	北名古屋市井瀬木355番地	0568-23-2071	2
鹿 田 支 店	北名古屋市鹿田清水108番地1	0568-22-5826	1
青 山 支 店	西春日井郡豊山町大字青山1346番地	0568-28-1321	1

計10店舗

11台

○店舗外ATM

名 称	住 所	ATM 設置台数
本店九之坪店 ATM	北名古屋市九之坪下葭田170番地	1

1台



■ 経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

なお、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

◆ リスク管理の状況

1 リスク管理体制等

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

（１）信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

（２）市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（３）流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク及び、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◆ 法令遵守（コンプライアンス）の態勢

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、コンプライアンス態勢の確立に努めています。

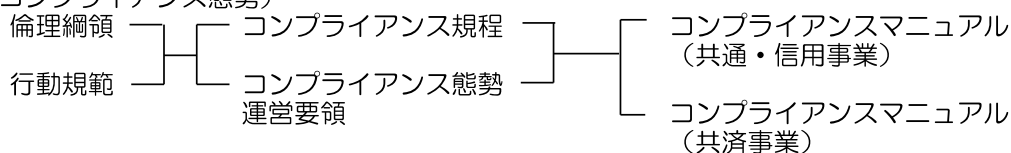
具体的には、全職員が堅持すべき考え方や行動の指針を明文化した「倫理綱領」や行動の具体的なあり方を示した「行動規範」を制定し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。

また、コンプライアンスを確実に実施するための「コンプライアンス態勢運営要領」を制定し、担当部署の役割と責任を明確にしています。

なお、各業務毎に役職員が守らなければならない法令及び事故発生時の対応手続を規定したコンプライアンスマニュアルを役職員へ周知徹底するとともに、具体的な取組事項については、年々理事会でコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス態勢の強化に努めてまいりました。

更に、上場企業を対象に平成21年3月期の決算報告から法定化されている内部統制整備を踏まえて、コンプライアンス・プログラムを改良した「全般統制整備項目一覧表」として、整備しています。

(当組合コンプライアンス態勢)



Oneポイント!

『コンプライアンス』って何ですか？

『コンプライアンス (compliance)』とは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に沿って行動することを指す言葉です。コンプライアンスの概念のなかには、法令を守るということだけでなく、企業内で定められたルールや企業をとりまく社会の規範を守ること含まれています。

◆ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当ＪＡの相談・苦情等受付窓口＞

◇信用事業

- ・金融部信用課

電話番号：０５６８－２３－４００１

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

※ 相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、ＪＡバンク相談所でも、ＪＡバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

- ・ＪＡバンク相談所（（一社）ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）

電話番号：０３－６８３７－１３５９

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

◇共済事業

- ・金融部共済課

電話番号：０５６８－２３－４００１

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

※ 相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、ＪＡ共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、ＪＡ共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

- ・ＪＡ共済相談受付センター（ＪＡ共済連全国本部）

電話番号：０１２０－５３６－０９３

受付時間：午前９時～午後６時（月曜日～金曜日）

午前９時～午後５時（土曜日）

*日・祝日及び１２月２９日～１月３日は休業日

２ 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：０５２－２０３－１７７７（本会）

０５６４－５４－９４４９（西三河支部）

受付時間：午前１０時～午後４時（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：０３－５３６８－５７５７）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ

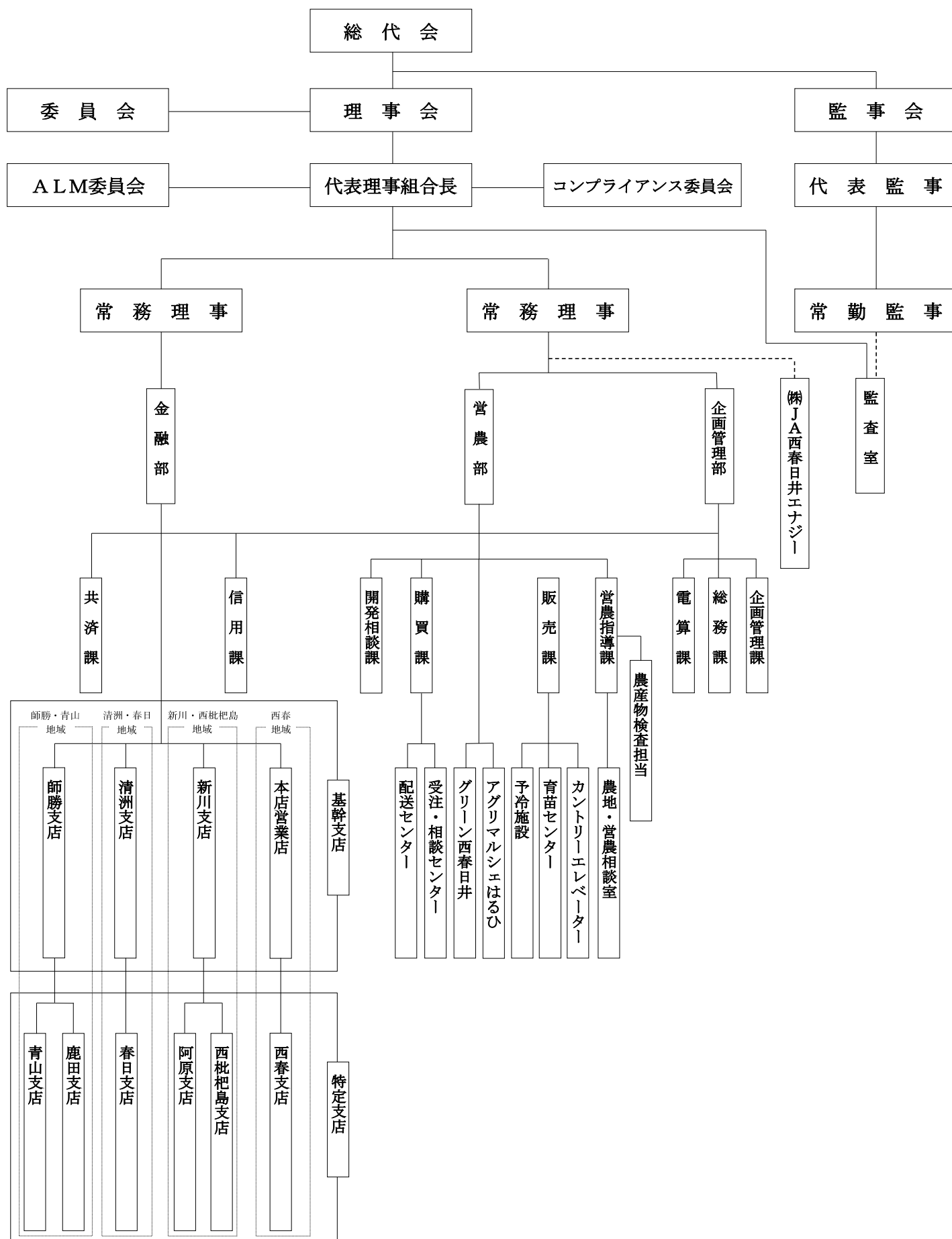
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店等を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。



1 役員

代表理事組合長	丸山 武司	理 事	鹿島 利秋
常務理事	渡辺 三千雄	理 事	清水 孝雄
常務理事	森 新治	理 事	大野 幸雄
理 事	堀場 地代	理 事	柴田 忠利
理 事	半谷 和彦	理 事	渡邊 秋夫
理 事	堀田 覚	理 事	丹羽 正実
理 事	山内 憲太郎	理 事	坪井 佳雅理
理 事	丹下 敏男	理 事	鈴木 恵津子
理 事	吉田 陽一	理 事	伊藤 慶子
理 事	伊藤 正敏	代表監事	山田 章雄
理 事	伊藤 良明	常勤監事	宮寺 裕治
理 事	高山 美幸	監 事	伊藤 豊彦
理 事	石塚 美博	監 事	村瀬 琢夫
理 事	田中 善浩	員外監事	百瀬 真代

(令和7年7月1日現在)

2 職員数

(単位：人)

項 目	令和5年度末			令和6年度末		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一 般 職 員	60	52	112	60	55	115
営農指導員	5	—	5	5	—	5
計	65	52	117	65	55	120

(注) 一般職員のうち、男性8名は子会社へ出向しています。

3 組合員数

(単位：人、団体)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
正組合員	2,819	2,789
個人	2,817	2,787
法人	2	2
准組合員	4,555	4,796
個人	4,525	4,766
団体	30	30
計	7,374	7,585

■事業の概況

当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

当期における我が国経済は、訪日外国人数が過去最高を記録するなど、インバウンド需要により観光関連産業は活況を呈しました。その一方で、不安定な国際情勢や外国為替市場における円安の継続等により物価上昇が続くなど、先行きが見通せない状況が続きました。

金融業界では、長期間続いたマイナス金利政策の解除により、各種金利の競争が激しくなっています。また、新NISAの広がりによる資産形成・運用ニーズの高まりを受け、顧客の囲い込み競争が本格化しました。

国内農業では、主食である米が天候不順等の要因により価格が急激に上昇して「令和の米騒動」として世間の注目を集め、政府が備蓄米を放出する事態となりました。一方、多くの農産物では、販売価格が肥料・資材価格の上昇に追いついておらず、適正な価格形成の実現が求められています。

こうしたなか、当組合では、農業支援対策事業として一部の肥料、農機具の購入助成やカントリーエレベーターの利用料金の割引を実施するとともに、各種講習会の開催や地域イベントへの出張販売など、地域農業の振興と地産地消による農家所得の向上につなげました。

そのほかにも、安定的な利益の確保と持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて損益改善策の見直しを行うとともに、基幹支店での投信窓販業務の取扱開始や有価証券運用の強化などに取り組みました。また、総代会で承認された「JA西春日井自己改革工程表」に基づき、組合員の意見・要望を事業運営に反映するため、地区座談会や地区別代表者集会及び准組合員意見交換会等を開催し、組合員との対話を通じて得た意見等を第8次中期計画に反映させております。

ここに、第50期事業年度の事業成績についてご報告申し上げます。

信用事業については、各種キャンペーンや各種相談会を積極的に取り組んだ結果、期末貯金残高2,196億円、期末貸出金残高371億円となりました。

また、共済事業における長期共済保有高は2,985億円、販売事業の取扱高は2億6,600万円、購買事業の取扱高は2億7,400万円、カントリーエレベーターの乾燥調製数量は525 tとなりました。

以上のように、厳しい経済環境のもとではありましたが、組合員皆さまにご利用いただいた結果、総合収支では計画を上回る成果を挙げることができました。ここに深甚なる感謝とお礼を申し上げます。



▲ 栽培講習会



▲ 出張販売

◆自己資本の状況

【自己資本比率の状況】

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、「財務基盤の強化」を経営の重要課題として取り組んでいます。そして、剰余金の内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、30.43%となりました。

【経営の健全性の確保と自己資本の充実】

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	西春日井農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	149百万円（前年度150百万円）

（注）回転出資による資本調達はありません。

（令和7年3月31日現在）

【自己資本比率の算定に関する方針】

当JAでは、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、組織面では、事業推進部門から独立した経営企画部門が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

Oneポイント!

「自己資本比率」って何ですか？

自己資本比率とは、総資産等に対する自己資本（出資金や利益の一部を蓄積した剰余金の合計）の占める割合で、金融機関の健全性を示す最も重要な指標の一つです。この比率が高いほど、健全性は高いと言えます。

JAの場合、JA系統の自主ルール基準で8%以上の自己資本比率が義務づけられています。

（注）信用金庫等、国内基準を適用する金融機関では4%以上が必要とされています。

◆財務の状況

1 貸借対照表

(単位：千円)

資 産 科 目	令和5年度	令和6年度	負 債 及 び 純 資 産 科 目	令和5年度	令和6年度
1 信用事業資産	239,989,477	235,911,319	1 信用事業負債	221,809,363	220,250,628
(1) 現金	340,882	347,468	(1) 貯金	221,321,770	219,624,169
(2) 預金	188,282,725	173,506,939	(2) 借入金	6,497	6,497
系統預金	188,279,368	173,502,515	(3) その他の信用事業負債	481,096	619,962
系統外預金	3,356	4,424	未払費用	36,215	95,470
(3) 有価証券	14,922,060	23,837,229	その他の負債	444,880	524,491
国債	2,736,321	4,110,033	2 共済事業負債	311,850	309,531
地方債	1,992,850	4,490,082	(1) 共済資金	55,340	50,313
社債	10,192,887	15,237,113	(2) 未経過共済付加収入	250,472	252,926
(4) 貸出金	35,439,871	37,173,020	(3) 共済未払費用	4,890	5,052
(5) その他の信用事業資産	1,085,999	1,066,167	(4) その他の共済事業負債	1,147	1,239
未収収益	1,017,820	1,034,551	3 経済事業負債	23,884	23,965
その他の資産	68,178	31,616	(1) 経済事業未払金	10,621	10,890
(6) 貸倒引当金	△ 82,061	△ 19,506	(2) 経済受託債務	4,853	6,165
2 共済事業資産	5,928	6,016	(3) その他の経済事業負債	8,410	6,909
(1) 共済貸付金	600	600	4 雑負債	413,908	427,407
(2) 共済未収利息	15	15	(1) 未払法人税等	144,620	128,710
(3) その他の共済事業資産	5,313	5,401	(2) リース債務	—	89,485
3 経済事業資産	72,436	79,632	(3) その他の負債	269,288	209,212
(1) 経済事業未収金	23,319	34,207	5 諸引当金	117,340	116,122
(2) 棚卸資産	45,738	41,969	(1) 賞与引当金	28,253	28,925
購買品	28,357	22,568	(2) 役員退職慰労引当金	10,420	15,982
販売品	16,316	18,475	(3) 特例業務負担金引当金	78,667	71,214
その他の棚卸資産	1,064	926	【 負 債 の 部 合 計 】	222,676,348	221,127,655
(3) その他の経済事業資産	3,440	3,475	1 組合員資本	27,251,318	27,719,601
(4) 貸倒引当金	△ 61	△ 20	(1) 出資金	150,981	150,118
4 雑資産	153,604	163,764	(2) 資本準備金	420,954	420,954
5 固定資産	2,569,579	2,607,347	(3) 利益剰余金	26,679,817	27,149,100
(1) 有形固定資産	2,568,539	2,606,747	利益準備金	656,500	656,500
建物	2,452,854	2,446,570	その他利益剰余金	26,023,317	26,492,600
機械装置	549,974	557,759	特別積立金	15,175,479	15,631,084
土地	1,548,139	1,545,513	カントリー修繕積立金	300,000	300,000
リース資産	—	100,827	施設投資積立金	600,000	600,000
その他の有形固定資産	661,580	643,949	信用事業基盤強化積立金	600,000	600,000
減価償却累計額	△ 2,644,008	△ 2,687,872	情報関連整備基金	2,000,000	2,000,000
(2) 無形固定資産	1,039	600	税効果調整積立金	54,974	51,288
6 外部出資	7,037,125	9,960,755	リスク対策積立金	3,000,000	3,000,000
系統出資	6,951,135	9,874,765	組合員活動基金	3,000,000	3,000,000
系統外出資	5,990	5,990	固定資産圧縮積立金	46,727	46,727
子会社等出資	80,000	80,000	当期末処分剰余金	1,246,137	1,263,499
7 前払年金費用	15,663	7,952	うち当期剰余金	458,051	479,814
8 繰延税金資産	63,002	68,155	(4) 処分未済持分	△ 435	△ 571
			2 評価・換算差額等	△ 20,849	△ 42,314
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 20,849	△ 42,314
			【 純 資 産 の 部 合 計 】	27,230,469	27,677,287
【 資 産 の 部 合 計 】	249,906,818	248,804,943	【 負債 及 び 純資産の部 合 計 】	249,906,818	248,804,943

2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	1,740,861	1,715,052	(11) 不動産事業収益	55,268	60,618
事業収益	2,278,680	2,298,866	(12) 不動産事業費用	3,650	2,227
事業費用	537,818	583,814	不動産事業総利益	51,617	58,390
(1) 信用事業収益	1,458,775	1,495,746	(13) 加工事業収益	511	512
資金運用収益	1,373,058	1,445,703	(14) 加工事業費用	361	398
うち預金利息	988,730	997,802	加工事業総利益	150	114
うち有価証券利息	53,055	127,381	(15) 利用事業収益	25,082	19,326
うち貸出金利息	275,436	280,718	(16) 利用事業費用	15,885	17,706
うちその他受入利息	55,836	39,800	利用事業総利益	9,196	1,619
役務取引等収益	33,201	38,774	(17) 郵便切手類販売事業収益	505	540
その他経常収益	52,516	11,267	(18) 郵便切手類販売事業費用	—	—
(2) 信用事業費用	202,861	275,642	郵便切手類販売事業総利益	505	540
資金調達費用	51,977	174,800	(19) 指導事業収入	2,531	3,065
うち貯金利息	48,740	170,361	(20) 指導事業支出	18,763	20,852
うち給付補填備金繰入	523	696	指導事業収支差額	△ 16,231	△ 17,786
うちその他支払利息	2,714	3,742	2 事業管理費	1,189,856	1,262,559
役務取引等費用	91,709	95,941	(1) 人件費	841,061	888,615
その他経常費用	59,173	4,901	(2) 業務費	96,225	97,501
うち貸倒引当金戻入益	△ 19,880	△ 62,554	(3) 諸税負担金	59,678	70,729
信用事業総利益	1,255,914	1,220,103	(4) 施設費	189,242	201,473
(3) 共済事業収益	406,092	406,263	(5) その他事業管理費	3,648	4,240
共済付加収入	383,142	378,787	事業利益	551,004	452,493
その他の収益	22,950	27,476	3 事業外収益	130,856	134,905
(4) 共済事業費用	17,378	16,734	(1) 受取雑利息	2	2
共済推進費	16,206	15,542	(2) 受取出資配当金	105,390	106,814
共済保全費	1,167	1,189	(3) 賃貸料	17,724	18,884
その他の費用	4	3	(4) 雑収入	7,738	9,204
共済事業総利益	388,713	389,528	4 事業外費用	15,268	14,071
(5) 購買事業収益	186,712	199,288	(1) 支払雑利息	1,628	1,526
購買品供給高	179,222	190,493	(2) 寄付金	2,750	1,603
購買手数料	4,662	6,260	(3) 賃貸費用	10,883	10,932
その他の収益	2,827	2,534	(4) 雑損失	7	9
(6) 購買事業費用	157,721	169,205	経常利益	666,592	573,327
購買品供給原価	154,929	166,107	5 特別利益	2,933	60,957
購買品供給費	2,246	2,347	(1) 固定資産処分益	—	60,957
その他の費用	544	751	(2) 一般補助金	2,933	—
うち貸倒引当金戻入益	△ 31	△ 34	6 特別損失	37,256	269
購買事業総利益	28,991	30,082	(1) 固定資産処分損	34,322	269
(7) 販売事業収益	145,894	127,135	(2) 固定資産圧縮損	2,933	—
販売品販売高	134,740	114,597	税引前当期利益	632,269	634,014
販売手数料	9,988	11,491	法人税、住民税及び事業税	166,132	150,515
その他の収益	1,165	1,046	法人税等調整額	8,086	3,685
(8) 販売事業費用	124,097	94,598	法人税等合計	174,218	154,200
販売品販売原価	119,961	91,814	当期剰余金	458,051	479,814
販売費	4,135	2,784	当期首繰越剰余金	780,000	780,000
その他の費用	△ 0	△ 1	税効果調整積立金取崩額	8,086	3,685
販売事業総利益	21,797	32,537	当期末処分剰余金	1,246,137	1,263,499
(9) 保管事業収益	437	184			
(10) 保管事業費用	230	261			
保管事業総利益	207	△ 76			

3 注記表

令和6年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

- ・ 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- ・ 子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの・・・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品及び販売品・・・・・・・・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、店舗在庫、生活物資の一部については、売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ その他棚卸資産・・・・・・・・主に先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

- ・ 建物 3年～50年
- ・ 機械装置 7年～17年

② 無形固定資産

定額法によっています。なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。

また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。

また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

ただし、当組合は当事業年度末の年金資産見込額が、退職給付債務を超過しているため、当該超過額を「前払年金費用」に計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特別業務負担金引当金

特別業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

ウ 不動産事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売り渡しの仲介事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売り渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

エ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・野菜予冷施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

- ① 当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：19,506千円
② 会計上の見積りの内容に関する理附に資する情報

貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮引当額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引当額の総額は6,250千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 2,365千円 機械装置 2,933千円 器具備品 952千円

(2) 子会社に対する金銭債権・債務の総額

- ・子会社に対する金銭債権の総額 - 千円
・子会社に対する金銭債務の総額 124,643 千円

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

- ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 43,658 千円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

(4) 農協法等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-
危険債権	21,497
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	21,497

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記①及び②の債権を除きます。)
④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記①、②の債権及び③の貸出金を除きます。)
⑤ なお、上記に掲げた債権総額は、貸倒引当金控除後の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

(単位：千円)

	収 益	費 用
事業取引高	-	784
事業取引以外の取引高	10,932	3,471
総 額	10,932	4,255

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や世から預った貯金を原資に、農家組合員や世内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変

動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び債務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び債務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が56,584千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	173,506,939	173,055,462	△451,477
有価証券	23,837,229	22,947,890	△889,339
満期保有目的の債券	23,097,429	22,208,090	△889,339
その他有価証券	739,800	739,800	-
貸出金	37,173,020	-	-
貸倒引当金	△ 19,506	-	-
貸倒引当金控除後	37,153,513	36,932,360	△221,152
資産計	234,497,682	232,935,712	△1,561,969
貯金	219,624,169	219,027,454	△596,714
負債計	219,624,169	219,027,454	△596,714

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞責権・期限の利益を喪失した責権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	9,960,755
合 計	9,960,755

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	173,506,939	-	-	-	-	-
有価証券	900,000	1,000,000	1,700,000	3,000,000	2,900,000	14,500,000
満期保有目的の債券	900,000	1,000,000	1,500,000	3,000,000	2,500,000	14,300,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	200,000	-	400,000	200,000
貸出金（注）	3,231,035	2,193,303	2,148,457	2,036,940	1,986,177	25,577,104
合 計	177,637,975	3,193,303	3,848,457	5,036,940	4,886,177	40,077,104

（注）貸出金のうち、当座貸越 1,013,508 千円については「1年以内」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	192,063,879	5,466,774	21,788,115	131,450	109,153	64,796
合 計	192,063,879	5,466,774	21,788,115	131,450	109,153	64,796

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：千円）

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-
	地 方 債	-	-
	社 債	-	-
	小 計	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	3,953,823	3,766,010
	地 方 債	4,390,982	4,175,090
	社 債	14,752,623	14,266,990
	小 計	23,097,429	22,208,090
合 計	23,097,429	22,208,090	△ 889,339

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	-	-
	地 方 債	-	-
	社 債	-	-
	小 計	-	-
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	156,210	199,032
	地 方 債	99,100	100,000
	社 債	484,490	499,948
	小 計	739,800	798,980
合 計	739,800	798,980	△ 59,180

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 15,663 千円
退職給付費用	64,593 千円
退職給付の支払額	△ 10,480 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 33,424 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 12,977 千円
期末における前払年金費用	△ 7,952 千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	555,092 千円
年金資産	△ 563,045 千円
特定退職金共済制度	△ 308,030 千円
確定給付企業年金制度	△ 255,014 千円
前払年金費用	△ 7,952 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	64,593 千円
退職給付費用	64,593 千円

(2) 特別業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特別年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金は10,021 千円であり、特別業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は73,913 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
特例業務負担金引当金	20,224
その他有価証券評価差額金	16,866
土地減損損失	15,464
未払事業税等	10,527
賞与引当金	9,418
減価償却超過	5,589
役員退職慰労引当金	4,555
その他	6,217
繰延税金資産 合計	88,860
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 18,444
前払年金費用	△ 2,264
繰延税金負債 合計	△ 20,708
繰延税金資産の純額	68,155

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.3%
法人税額の特別控除	△ 2.4%
住民税並等割額	0.1%
その他	△ 0.1%
税効果適用後の法人税等負担率	24.3%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.8%から28.5%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,097千円増加し、その他有価証券評価差額金は414千円減少し、法人税等調整額は683千円減少しております。

10. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和5年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - ・ 子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 購買品及び販売品・・・・・・・・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）
ただし、店舗在庫、生活物資の一部については、売価還元法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）
 - ・ その他棚卸資産・・・・・・・・主に先入先出法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
主な耐用年数は以下の通りです。
 - ・ 建物 3年～50年
 - ・ 機械装置 7年～17年
- ② 無形固定資産：定額法によっています。
なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。

また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権放棄から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。
また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状況あり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権放棄から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当総務課から独立した監査室が査定結果を監査しております。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
ただし、当組合は当事業年度末の年金資産見込額が、退職給付債務を超過しているため、当総務課額を「前払年金費用」に計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金算定の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特別業務負担引当金

特別業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 不動産事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介事業であり、利用者等との契約に基づいて当該義務を供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

エ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・野菜冷蔵施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務を供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金銭動千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内訳項目の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内訳項目も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内訳利益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

① 当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：82,061 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な取引及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に対する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮定に基づいており、

将来の不確定な世帯経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮引額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引額の総額は6,250千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 2,365千円 機械装置 2,933千円 器具備品 952千円

(2) 子会社に対する金銭債権・債務の総額

・子会社に対する金銭債権の総額 - 千円
・子会社に対する金銭債務の総額 122,320 千円

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額 49,388 千円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

(4) 農協去等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	675
危険債権	22,898
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	23,573

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記①及び②の債権を除きます。)
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記①、②の債権及び③の貸出金を除きます。)
- ⑤ なお、上記①から④の債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

(単位：千円)

	収 益	費 用
事業取引高	-	759
事業取引以外の取引高	9,883	3,565
総 額	9,883	4,324

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や世帯から預った貯金を原資に、農家組合員や世帯内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び収益投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において取組方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・

実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な現務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が20,058千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際に対応を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	188,282,725	188,152,832	△ 129,893
有価証券	14,922,060	14,773,810	△ 148,250
満期保有目的の債券	13,752,050	13,603,800	△ 148,250
その他有価証券	1,170,010	1,170,010	-
貸出金	35,439,871	-	-
貸倒引当金	△ 82,061	-	-
貸倒引当金控除後	35,357,810	35,545,422	187,612
資産計	238,562,596	238,472,065	△ 90,531
貯金	221,321,770	221,201,761	△ 120,009
負債計	221,321,770	221,201,761	△ 120,009

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は期限満期額と近似していることから、当該満期額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞費権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報は含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,037,125
合 計	7,037,125

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	188,282,725	-	-	-	-	-
有価証券	400,000	900,000	600,000	1,700,000	2,700,000	8,700,000
満期保有目的の債券	-	900,000	600,000	1,500,000	2,700,000	8,100,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	400,000	-	-	200,000	-	600,000
貸出金（注1、2）	3,308,380	2,056,554	2,018,755	1,972,700	1,860,413	24,204,764
合 計	191,991,106	2,956,554	2,618,755	3,672,700	4,560,413	32,904,764

(注1) 貸出金のうち、当座貸越1,194,968千円については「1年以内」に含めています。
(注2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件18,302千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	208,949,498	5,930,466	604,429	130,839	172,736	89,799
合 計	208,949,498	5,930,466	604,429	130,839	172,736	89,799

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	690,749	703,050	12,300
	地 方 債	890,130	897,260	7,129
	社 債	400,000	402,430	2,430
	小 計	1,980,880	2,002,740	21,859
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	1,872,822	1,853,460	△19,362
	地 方 債	1,000,000	989,630	△10,370
	社 債	8,898,347	8,757,970	△140,377
	小 計	11,771,169	11,601,060	△170,109
合 計		13,752,050	13,603,800	△148,250

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地 方 債	102,720	100,000	2,720
	社 債	602,420	599,866	2,553
	小 計	705,140	699,866	5,273
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	172,750	198,973	△26,223
	社 債	292,120	300,047	△7,927
	小 計	464,870	499,020	△34,150
合 計		1,170,010	1,198,887	△28,877

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	4,802千円
退職給付費用	58,127千円
退職給付の支払額	△32,633千円
特定退職金共済制度への拠出金	△33,115千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△12,845千円
期末における前払年金費用	△15,663千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	523,614千円
年金資産	△539,278千円
特定退職金共済制度	△289,341千円
確定給付企業年金制度	△249,937千円
前払年金費用	15,663千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	58,127千円
退職給付費用	58,127千円

(2) 特別業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金は9,465千円であり、特別業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は74,868千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
特例業務負担金引当金	21,869
土地減損損失	15,084
未払事業税等	10,519
賞与引当金	9,200
倉庫解体費用	9,166
減価償却超過	5,447
その他有価証券評価差額金	8,027
その他	6,031
繰延税金資産 合計	85,348
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 17,991
前払年金費用	△ 4,354
繰延税金負債 合計	△ 22,346
繰延税金資産の純額	63,002

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	1,246,137,376	1,263,499,570
2 任意積立金取崩額	—	453,033
固定資産圧縮積立金取崩額	—	453,033
3 剰余金処分類	466,137,376	483,952,603
(1) 任意積立金	455,605,163	473,497,715
(うち特別積立金)	455,605,163	473,497,715
(2) 出資配当金	10,532,213	10,454,888
4 次期繰越剰余金	780,000,000	780,000,000

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和5年度 7% 令和6年度 7%

2. 任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
カントリー修繕積立金	カントリー事業において消耗備品の取替え、機械修繕及び機械整備等に要する費用に充てるために資金の積立を行い、取崩しの必要が生じた場合にその相当額を取り崩す。	300,000	300,000
施設投資積立金	中長期的に予定する施設取得の資金準備のために積立を行い、取得した年度において自己資金相当額を取り崩す。	600,000	600,000
信用事業基盤強化積立金	信用事業にかかわる店舗整備、機械化対応に必要な費用の資金の積立を行い、取崩しの必要が生じた場合にその相当額を取り崩す。	600,000	600,000
情報関連整備基金	情報技術革新に伴う電算機関連の更新等に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当期間継続した場合に相当額の取崩しを行う。	2,000,000	2,000,000
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立を行う。取崩は法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取り崩す。		51,288
リスク対策積立金	将来の自然災害発生、経済的動向に対する先見性の難解さに加えて予期しない事態が発生した場合の損失及び被害に備えるために積立を行い多額の被害、賠償及び損失が生じた場合に相当額の取崩しを行う。	3,000,000	3,000,000
組合員活動基金	組合員活動の強化をはかり、生活活動を安定的・継続的に振興することを目的に、基金運用益の範囲内で計画的に指導費として予算化するため積み立てる。なお、基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩しを行う。	3,000,000	3,000,000
固定資産圧縮積立金	税法上、固定資産圧縮記帳を行う金額（繰延税金負債を除く）を積み立て、処分時に取り崩す（減価償却資産は会計上と税法上の償却費の差額を毎事業年度に取り崩す）。		46,274

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和5年度 2,300万円

令和6年度 2,400万円

5 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。
 - 重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和7年7月1日
西春日井農業協同組合
代表理事組合長 丸山 武司

6 会計監査人の監査

令和6年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

7 主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出金	32,912	34,093	34,987	35,439	37,173
有価証券	4,837	6,608	8,974	14,922	23,837
貯金・定期積金	213,378	217,039	218,877	221,321	219,624
信用事業					
事業収益	1,560	1,525	1,564	1,458	1,495
事業外収益	73	82	75	76	80
経常収益	1,633	1,608	1,639	1,535	1,576
共済事業					
事業収益	449	439	411	406	406
事業外収益	23	26	22	24	24
経常収益	473	466	433	430	430
農業関連					
事業収益	380	326	359	358	346
事業外収益	26	27	25	24	22
経常収益	406	354	384	383	368
その他					
事業収益	52	74	53	58	64
事業外収益	4	5	4	5	7
経常収益	57	79	58	63	71
合計					
事業収益	2,443	2,367	2,389	2,281	2,312
事業外収益	127	141	127	130	134
経常収益	2,571	2,509	2,516	2,412	2,447
経常利益	756	779	767	666	573
当期剰余金	562	524	543	458	479
総資産額	240,358	244,845	247,109	249,906	248,804
純資産額	25,779	26,276	26,793	27,230	27,677
出資金額	155	153	152	150	150
出資口数	155,298	153,834	152,271	150,981	150,118
出資配当金	7	7	10	10	10
事業分量配当金	—	—	—	—	—
単体自己資本比率	31.96	31.69	31.62	31.79	30.43
職員数	128	126	121	117	120

- (注) 1. 当期剰余金とは銀行等の当期利益に相当するものです。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
3. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

8 利益及び利益率

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増減
事業総利益	1,740	1,715	△ 25
事業粗利益	1,826	1,785	△ 41
事業粗利益率	0.73	0.71	△ 0.02
事業純益	636	522	△ 114
実質事業純益	636	522	△ 114
コア事業純益	636	522	△ 114
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	636	522	△ 114
経常利益	666	573	△ 93
当期剰余金	458	479	21
総資産平均残高	249,186	249,303	117
純資産勘定平均残高	27,042	27,460	418
総資産経常利益率	0.26	0.22	△ 0.04
純資産経常利益率	2.46	2.08	△ 0.38
総資産当期剰余金率	0.18	0.19	0.01
純資産当期剰余金率	1.69	1.74	0.05

- (注) 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

総資産経常利益率＝経常利益÷総資産平均残高×100

純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100

総資産当期剰余金率＝当期剰余金÷総資産平均残高×100

■ 信用事業

1 信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	1,321	1,270	△ 51
資金運用収益	1,373	1,445	72
資金調達費用	51	174	123
役務取引等収支	△ 58	△ 57	1
役務取引等収益	33	38	5
役務取引等費用	91	95	4
その他事業直接収支	—	—	—
その他事業直接収益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
その他経常収支	△ 6	6	12
その他経常収益	52	11	△ 41
その他経常費用	59	4	△ 55
信用事業粗利益	1,144	1,203	59
信用事業粗利益率	0.5	0.5	0

(注) 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資金運用勘定平均残高×100

2 資金運用収支の内訳と利鞘

(単位：百万円、%)

項 目	平均残高		利息		利回り	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	238,273	238,183	1,373	1,445	0.576	0.607
うち預金	190,218	181,329	1,044	1,037	0.549	0.572
うち貸出金	35,584	36,219	275	280	0.774	0.775
うち有価証券	12,471	20,634	53	127	0.425	0.617
資金調達勘定	220,395	220,021	51	174	0.024	0.079
うち貯金・定期積金	220,393	220,015	49	171	0.022	0.078
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1	6	—	—	—	—
資金運用収支			1,321	1,270		
経費率					0.198	0.216
総資金利鞘					0.354	0.312

(注) 総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

3 資金運用収支の増減

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
資金運用勘定（運用利息）	△ 111	72
うち預金利息	△ 128	△ 6
うち貸出金利息	△ 4	5
うち有価証券利息	21	74
資金調達勘定（調達利息）	9	122
うち貯金・定期積金利息	10	121
うち譲渡性貯金利息	—	—
うち借入金利息	—	—
差引	△ 120	△ 50

（注）増減額は前年度対比です。

4 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増減
役務取引等収益	33	38	5
受入為替手数料	15	17	2
その他受入手数料	18	21	3
その他の役務取引等収益	0	0	0
役務取引等費用	91	95	4
支払為替手数料	8	8	0
その他支払手数料	83	85	2
その他の役務取引等費用	0	1	1
役務取引等収支	△ 58	△ 57	1

5 その他事業直接収支の内訳

該当する取引はありません。

◆貯金

1 貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
当座性貯金	91,530 (41.5)	94,484 (42.9)	2,954
定期性貯金	128,619 (58.4)	125,314 (57.0)	△ 3,305
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
その他貯金	243 (0.1)	216 (0.1)	△ 27
合 計	220,393 (100.0)	220,015 (100.0)	△ 378

- (注) 1. 当座性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. その他貯金＝別段貯金＋納税準備貯金
 4. () 内は構成比です。

2 固定金利・変動金利別定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利定期貯金	127,244 (100.0)	124,717 (100.0)	△ 2,527
変動金利定期貯金	39 (0.0)	39 (0.0)	0
定期貯金 計	127,283 (100.0)	124,756 (100.0)	△ 2,527

- (注) 1. 固定金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 2. 変動金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。
 3. () 内は構成比です。

◆ 貸出金

1 貸出種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	— (—)	— (—)	—
証書貸付	34,301 (96.4)	35,040 (96.7)	739
当座貸越	1,042 (2.9)	1,179 (3.3)	137
割引手形	— (—)	— (—)	—
金融機関貸付	240 (0.7)	— (—)	△ 240
合 計	35,584 (100.0)	36,219 (100.0)	635

(注) () 内は構成比です。

2 固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利貸出	22,347 (63.1)	22,706 (61.1)	359
変動金利貸出	13,092 (36.9)	14,466 (38.9)	1,374
合 計	35,439 (100.0)	37,173 (100.0)	1,734

(注) () 内は構成比です。

3 貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
物的担保	14,440	14,209	△ 231
当組合貯金・定期積金担保	1,186	1,102	△ 84
有価証券担保	—	—	—
不動産担保	13,253	13,106	△ 147
その他の担保	—	—	—
信用保証センター保証	17,326	16,892	△ 434
農業信用基金協会保証	6	6	—
その他の保証	124	1,708	1,584
信用	3,541	4,355	814
合 計	35,439	37,173	1,734

(注) 物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

4 債務保証見返額の担保別残高

該当する取引はありません。

5 貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
設備資金	31,208 (88.1)	31,957 (86.0)	749
運転資金	4,231 (11.9)	5,215 (14.0)	984
合 計	35,439 (100.0)	37,173 (100.0)	1,734

(注) () 内は構成比です。

6 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
農業・林業	15 (0)	14 (0)	△ 1
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	— (—)	— (—)	—
鉱業	— (—)	— (—)	—
建設・不動産業	17,886 (50.5)	18,692 (50.3)	806
電気・ガス・熱供給・水道業	— (—)	— (—)	—
運輸・通信業	— (—)	— (—)	—
金融・保険業	— (—)	— (—)	—
卸売・小売・飲食・サービス業	— (—)	— (—)	—
地方公共団体	1,238 (3.5)	2,329 (6.3)	1,091
非営利法人	— (—)	— (—)	—
その他	16,297 (46.0)	16,135 (43.4)	△ 162
合 計	35,439 (100.0)	37,172 (100.0)	1,733

(注) () 内は構成比です。

7 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	13	12	△ 1
穀作	—	—	—
野菜・園芸	6	6	—
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	7	5	△ 2
農業関連団体等	—	—	—
合 計	13	12	△ 1

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確ではない者、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(2) 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
プロパー資金	7	5	△ 2
農業制度資金	6	6	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	6	6	—
合 計	13	12	△ 1

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）等が該当します。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	0	—	0	—	0
	令和6年度	—	—	—	—	—
危険債権	令和5年度	22	—	22	—	22
	令和6年度	21	—	21	—	21
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小 計	令和5年度	23	—	23	—	23
	令和6年度	21	—	21	—	21
正常債権	令和5年度	35,430				
	令和6年度	37,163				
合 計	令和5年度	35,453				
	令和6年度	37,185				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業と信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業と信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。
8. 引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

9 元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

10 貯貸率

(単位：％)

項 目	令和5年度	令和6年度	増減
期末	16.01	16.93	0.92
期中平均	16.15	16.46	0.31

(注) 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率のことです。

11 貸倒引当金の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	期首残高	期末残高	純増減	期首残高	期末残高	純増減
一般貸倒引当金	102	82	△ 19	82	19	△ 62
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合 計	102	82	△ 19	82	19	△ 62

(注) 貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

12 貸出金償却額

該当する取引はありません。



「不良債権」って何ですか？

「不良債権」とは、JAが貸出したもののうち約束どおり返済がされず、回収が不能になる可能性が高い貸出のことです。貸出は、重要な収益源であり、返済が滞ると収益の悪化につながり、不良債権が完全に回収できないと収益で穴埋めしなくてはならない状態になります。

また、収益で穴埋めできない場合には自己資本で埋めなくてはならないので経営に悪影響を及ぼすことになります。

当然、不良債権が少ないほうが経営的によい状況であることは言うまでもありません。

◆ 有価証券

1 有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
国 債	1,889	4,015	2,126
地 方 債	934	3,610	2,676
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	9,647	13,008	3,361
株 式	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	12,471	20,634	8,163

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券の残存期間別残高

令和6年度

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	394	3,559	156	—	4,110
地方債	—	—	99	100	4,290	—	—	4,490
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	900	2,696	5,768	3,489	2,382	—	—	15,237
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	900	2,696	5,867	3,983	10,233	156	—	23,837

令和5年度

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	2,563	172	—	2,736
地方債	—	—	—	102	1,890	—	—	1,992
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	400	1,500	4,401	2,193	1,697	—	—	10,192
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	400	1,500	4,401	2,296	6,150	172	—	14,922

4 貯証率

(単位：％)

項 目	令和5年度	令和6年度	増減
期 末	6.74	10.85	4.11
期中平均	5.66	9.38	3.72

(注) 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

5 有価証券の時価情報等
(1) 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	令和5年度			令和6年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
有価証券	14,950	14,773	△ 177	23,896	22,947	△ 948
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	13,752	13,603	△ 148	23,097	22,208	△ 889
その他	1,198	1,170	△ 28	798	739	△ 59

- (注) 1. 有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 満期保有目的有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

(2) 金銭の信託の時価情報
該当する取引はありません。

(3) 金融等デリバティブ取引の時価情報
該当する取引はありません。

6 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	19	155	20	158
	金 額	25,981	44,477	32,709	44,002
代金取立為替	件 数	—	0	0	0
	金 額	—	56	0	0
雑為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	96	68	60	54
合 計	件 数	19	155	21	159
	金 額	26,077	44,601	32,770	44,057

■ 共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	2,917	57,183	2,698	55,083
定期生命共済	173	817	58	826
養老生命共済	208	15,659	118	13,087
うちこども共済	158	6,339	116	5,999
医療共済	1	713	—	655
がん共済	—	40	—	38
定期医療共済	—	465	—	444
介護共済	425	1,745	291	1,942
年金共済	—	15	—	15
建物系				
建物更生共済	14,263	230,236	16,176	226,490
合計	17,989	306,875	19,343	298,584

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約等を含む)を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	3	932	3	878
	1,840	12,570	1,455	14,223
がん共済	3	98	2	100
定期医療共済	—	58	—	54
	7	1,088	5	1,033
合計	1,840	12,570	1,455	14,223

(注)医療共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を記載しています。

3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	55,120	231,809	41,994	262,809
認知症共済	8,980	18,040	3,680	21,120
生活障害共済 (一時金型)	16,950	41,000	7,000	44,400
生活障害共済 (定期年金型)	1,380	5,608	1,310	6,820
特定重度疾病共済	5,600	21,590	2,870	24,210

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	86	1,474	32	1,427
年金開始後	—	667	—	604
合計	86	2,141	32	2,032

(注) 金額は年金年額を記載しています。

5 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	15,052	10	14,813	10
自動車共済		160		166
傷害共済	4,164	3	4,625	2
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		15		15
合計		189		195

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

6 共済契約者数及び被共済者数

(単位：人)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新規	保有	新規	保有
共済契約者数	生命総合共済	93	7,706	79	7,508
	年金共済	23	2,570	12	2,481
	建物更生共済	34	5,778	48	5,639
	自動車共済	74	2,380	77	2,417
	総数	224	13,088	216	12,830
被共済者数	生命総合共済	170	8,727	134	8,505
	年金共済	32	2,578	16	2,489
	生命系共済合計	202	9,918	150	9,663

(注1) 共済契約者数・被共済者数は、JA単位で名寄せ集計(漢字氏名及び生年月日)した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数・被共済者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

(注2) 平成5年度以前に契約された終身、養老生命、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

■ 営農事業

1 購買品（生産資材）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
肥 料	50	46
農 薬	50	50
そ の 他	44	45
合 計	145	143

2 販売品取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	133	112
野 菜	139	153
合 計	272	266

3 保管事業取扱実績

（単位：百万円）

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	保管料	0	0
	荷役料	-	-
	その他	-	-
	計	0	0
費 用	保管材料費	-	-
	保管労務費	-	-
	その他	0	0
	計	0	0

4 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
カントリーエレベーター	16	11
育苗	7	6
農作業受委託	24	21
予冷	0	0
合 計	47	39

5 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
カントリーエレベーター	0	0
合 計	0	0

6 購買品（生活物資）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
主食	0	0
生活用品	96	130
合 計	96	130

7 指導事業

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 入	指導補助金	0	0
	賦課金収入	-	-
	実費収入	2	2
	その他収入	0	0
	計	2	3
支 出	指導支出	18	20
	計	18	20

■ 自己資本の充実の状況
1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	27,240	27,709
うち、出資金及び資本準備金の額	571	571
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	26,679	27,149
うち、外部流出予定額（△）	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	82	19
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	82	19
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	27,322	27,728
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	11	5
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	12	6
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	27,310	27,722
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	82,397	88,822
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	3,498	2,260
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	85,895	91,083
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	31.79%	30.43%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあたっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◆ 自己資本の充実度に関する事項

1 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポート・リスク・アセットの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		340	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		2,764	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		3,231	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		400	40	1
地方三公社向け		100	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		188,684	37,736	1,509
法人等向け		11,817	5,803	232
中小企業等向け及び個人向け		1,826	862	34
抵当権付住宅ローン		19,309	6,639	265
不動産取得等事業向け		782	781	31
三月以上延滞等		—	—	—
取立未済手形		37	7	0
信用保証協会等保証付		6	0	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		0	—	—
出資等		162	162	6
（うち出資等のエクスポート・リスク・アセット）		162	162	6
（うち重要な出資のエクスポート・リスク・アセット）		—	—	—
上記以外		20,533	30,364	1,214
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポート・リスク・アセット）		—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポート・リスク・アセット）		6,875	17,187	687
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート・リスク・アセット）		59	149	5
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート・リスク・アセット）		—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポート・リスク・アセット）		—	—	—
（うち上記以外のエクスポート・リスク・アセット）		13,599	13,027	521
証券化		—	—	—
（うちSTC要件適用分）		—	—	—
（うち非STC要件適用分）		—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート・リスク・アセット		—	—	—
（うちリスクスルー方式）		—	—	—
（うちマンデート方式）		—	—	—
（うち蓋然性方式250%）		—	—	—
（うち蓋然性方式400%）		—	—	—
（うちフォールバック方式）		—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・リスク・アセットに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）			—	—
標準的手法を適用するエクスポート・リスク・アセット別計		249,997	82,397	3,295
CVAリスク相当額÷8%			—	—
中央清算機関関連エクスポート・リスク・アセット		—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		249,997	82,397	3,295
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額
＜基礎的手法＞	a		b=a×4%	
		3,498		139
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計			所要自己資本額
	a		b=a×4%	
		85,895		3,435

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポート・リスク・アセットの種類のごとに記載しています。
2. 「エクスポート・リスク・アセット」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート・リスク・アセット及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポート・リスク・アセットのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポート・リスク・アセット、重要な出資のエクスポート・リスク・アセットが該当します。
5. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
6. 「証券化（証券化エクスポート・リスク・アセット）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポート・リスク・アセットに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポート・リスク・アセットのことです。
7. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
8. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
9. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（総利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の最近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち総利益が止の値であった年数}} \div 8\%$$

2 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	347	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,155	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	6,830	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	400	40	1
	地方三公社向け	300	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	174,359	34,901	1,396
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	200	40	1
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	13,773	4,518	180
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	5,610	3,892	155
	（うちトラザクター向け）	1	0	0
	不動産関連向け	29,216	16,850	674
	（うち自己居住用不動産等向け）	14,068	7,182	287
	（うち賃貸用不動産向け）	14,798	9,376	375
	（うち事業用不動産関連向け）	349	291	11
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	—	—
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	21	21	0
	取立未済手形	26	5	0
	信用保証協会等による保証付	6	0	0
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	0	—	—
	株式等	162	162	6
	上記以外	13,651	28,429	1,137
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	9,798	24,496	979
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	53	134	5
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	3,798	3,798	151
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち短期STC要件適用分）	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	248,862	88,822	3,552
	CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	248,862	88,822	3,552
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		2,260		90
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		91,083		3,643

3 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	2,260
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	90
BI	1,507
BIC	180

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆ 信用リスクに関する事項

1 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (１) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーディング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

- (２) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポーシャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポーシャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポーシャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポーシャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポーシャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

2 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別) 及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

区 分		令和5年度					令和6年度				
		信用リス クに関す るエク スポー ジャー の残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上 延滞エク スポー ジャー	信用リス クに関す るエク スポー ジャー の残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	延滞エク スポー ジャー
	国 内	249,997	35,453	14,967	—	—	248,862	37,187	23,929	—	21
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		249,997	35,453	14,967	—	—	248,862	37,187	23,929	—	21
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	3,300	—	3,300	—	—	5,184	—	5,184	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,379	475	900	—	—	1,905	508	1,393	—	—
	電気・ガス・熱供 給・水道業	2,504	—	2,504	—	—	3,202	—	3,202	—	—
	運輸・通信業	1,301	—	1,301	—	—	2,196	—	2,196	—	—
	金融・保険業	196,797	—	1,601	—	—	185,585	—	2,202	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	3,053	2,296	601	—	—	3,268	2,020	1,092	—	—
	日本国政府・地方 公共団体	5,996	1,238	4,758	—	—	10,986	2,329	8,656	—	—
	その他	83	80	—	—	—	84	80	—	—	—
	個 人	31,364	31,363	—	—	—	32,248	32,248	—	—	21
	その他	4,216	—	—	—	—	4,199	—	—	—	—
業種別残高計		249,997	35,453	14,967	—	—	248,862	37,187	23,929	—	21
	1年以下	188,738	53	401	—	—	174,512	53	900	—	—
	1年超3年以下	1,732	232	1,500	—	—	3,137	437	2,699	—	—
	3年超5年以下	5,193	789	4,404	—	—	6,443	553	5,889	—	—
	5年超7年以下	3,471	1,167	2,304	—	—	5,138	1,148	3,989	—	—
	7年超10年以下	8,164	2,006	6,158	—	—	13,922	3,672	10,250	—	—
	10年超	30,155	29,956	199	—	—	30,441	30,242	199	—	—
	期限の定めのないもの	12,540	1,249	—	—	—	15,268	1,080	—	—	—
残存期間別残高計		249,997	35,453	14,967	—	—	248,862	37,187	23,929	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	102	82	—	102	82	82	19	—	82	19
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 該当する取引はありません。

5 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	347	—	347	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	4,155	—	4,155	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,830	—	6,830	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	400	—	400	—	40	10
地方三公社向け	20	300	—	300	—	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	174,359	—	174,359	—	34,901	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	—	—	200	—	40	20
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	13,773	—	13,771	—	4,518	33
(うち特定貸付債権向け)	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	5,608	22	4,465	2	3,892	87
(うちトラザクター向け)	45	—	15	—	1	0	45
不動産関連向け	20～150	29,216	—	28,686	—	16,850	59
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	14,068	—	13,937	—	7,182	52
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	14,798	—	14,401	—	9,376	65
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	349	—	346	—	291	84
(うちその他不動産関連向け)	60	—	—	—	—	—	—
(うちADC向け)	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	0	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	21	—	21	—	21	100
取立未済手形	20	26	—	26	—	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	6	—	6	—	0	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	162	—	162	—	162	100
共済約款貸付	0	0	—	0	—	—	0
上記以外	100～1250	13,651	—	13,651	—	28,429	208
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	9,798	—	9,798	—	24,496	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	53	—	53	—	134	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,798	—	3,798	—	3,798	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	88,822	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

6 ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度																
項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,155		—		—		—		—		—		4,155				
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—				
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—				
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の地方公共団体向け	6,830		—		—		—		—		—		—	6,830			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—			
地方公共団体金融機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—			
我が国の政府関係機関向け	—		400		—		—		—		—		—	400			
地方三公社向け	300		—		—		—		—		—		—	300			
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計			
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—			
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	174,059		300		—		—		—		—		—	—	174,359		
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	200		—		—		—		—		—		—	—	200		
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計		
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—		
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,890		5,880		—		—		—		—		—	—	—	13,771	
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—	—	
	100%			150%			250%			400%			その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—	—	
株式等	—			—			162			—			—		—	162	
	45%				75%				100%				その他				合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	1				521				1,010				2,934				4,467
（うちトランザクター向け）	1				—				—				—				1
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計				
不動産関連向けのうち自己居住用不動産等向け	44	—	—	—	6,366	—	—	—	—	—	6,254	1,273	13,937				
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計					
不動産関連向けのうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	12,767	—	—	1,634	—	—	14,401					
	70%			90%			110%			112.50%			150%		その他	合計	
不動産関連向けのうち事業用不動産関連向け	101			244			—			—			—		—	346	
	60%					その他					合計						
不動産関連向けのうちその他不動産関連向け	—					—					—						
	100%				150%				その他				合計				
不動産関連向けのうちADC向け	—				—				—				—				
	50%			100%			150%			その他			合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—			—			—			—			—				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			21			—			—			21				
	0%			10%			20%			100%			その他		合計		
現金	347			—			—			—			—		347		
取立未済手形	—			—			26			—			—		26		
信用保証協会等による保証付	—			6			—			—			—		6		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—			—			—			—			—		—		
共済約款貸付	0			—			—			—			—		—		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

7 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	—	8,035	8,035
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	407	407
	リスク・ウェイト20%	4,505	188,721	193,227
	リスク・ウェイト35%	—	18,968	18,968
	リスク・ウェイト50%	4,803	—	4,803
	リスク・ウェイト75%	—	1,149	1,149
	リスク・ウェイト100%	—	16,471	16,471
	リスク・ウェイト150%	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	6,934	6,934
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
計		9,308	240,688	249,997

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

8 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均 値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	203,232	—	—	202,005
40%～70%	19,110	15	10%	18,751
75%	6,806	6	10%	6,775
80%	—	0	10%	0
85%	2,973	—	—	2,929
90%～100%	1,276	—	—	1,276
105%～130%	1,646	—	—	1,634
150%	—	—	—	—
250%	162	—	—	162
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	10%	0
合計	235,209	22	10%	233,535

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

◆ 信用リスク削減手法に関する事項

1 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付がＡーまたはＡ3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

2 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	100	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	3	—	—
抵当権付住宅ローン	0	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	0	—	—
合計	4	100	—

(注) 1. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	300	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4	—	—
自己居住用不動産等向け	—	1,316	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	4	1,616	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

- ◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。
- ◆ 証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。
- ◆ CVAリスクに関する事項
 - 1 CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しておりますが、計測対象となる取引はありません。
 - 2 VAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。
- ◆ マーケット・リスクに関する事項
 - 1 リスク管理の方針及び手続等の概要
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。
- ◆ オペレーショナル・リスクに関する事項
 - 1 リスク管理の方針及び手続の概要
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。
当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。
 - 2 BIの算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。
 - 3 ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。
 - 4 オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
 - 5 オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。
- ◆ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
 - 1 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

（1）子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎期定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

(2) その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

2 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	7,037	7,037	9,960	9,960
合計	7,037	7,037	9,960	9,960

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

3 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

4 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
該当する取引はありません。

5 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

◆ 金利リスクに関する事項

1 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針及び手続については以下のとおりです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

②リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、ヘッジ手段として金利スワップを活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

2 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	624	731	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	15	42
3	スティープ化	576	716		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	624	731	15	42
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	27,310		27,722	

(注)

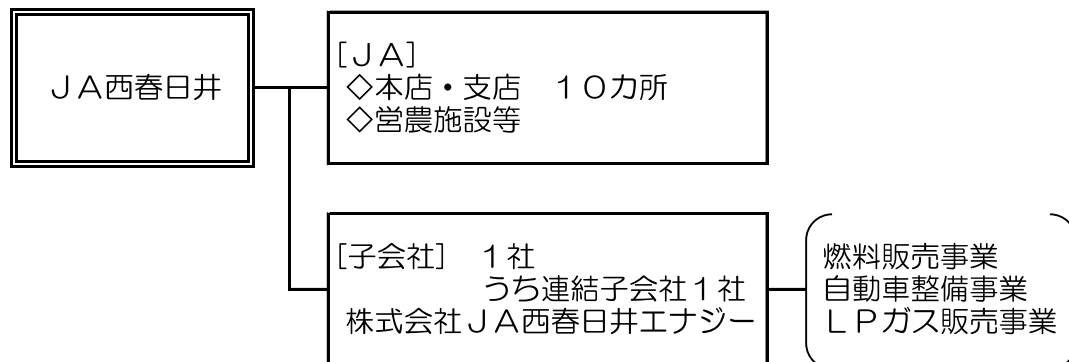
- 「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

■グループの概況

1 グループの事業系統図

J A西春日井のグループは、当J A、子会社1社で構成されています。
このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2 子会社等の状況

名称	株式会社J A西春日井エナジー
所在地	愛知県北名古屋市鹿田西赤土139
事業の内容	①燃料販売事業 ②プロパンガス販売事業 ③農業協同組合法に基づく共済代理店業 ④自動車の販売・車検・点検・修理関連事業 他
設立年月日	平成25年2月1日
資本金	80,000千円
当組合の議決権比率	100%
他の子会社等の議決権比率	—



3 連結事業概況（令和6年度）

（1）連結子会社の事業概況

株式会社 JA西春日井エナジー

当社は、西春日井農業協同組合の組合員はじめ地域利用者の皆さまに、安全・安心で上質なサービスの提供をするため、平成25年2月1日に設立されました。

当期は、長期化する不安定な国際情勢や燃料油価格激変緩和対策事業の補助率見直し等の影響により、当社を取り巻く環境はより一層厳しさを増しました。

このように厳しい経営環境でありましたが、積極的な販売拡大策を講じたことにより、所期の計画を上回る成果を挙げることができました。

今後も経営環境は一層厳しくなると見込んでいますが、当社では地域の皆さまに安全・安心で快適にご利用いただけるよう専門性の高い人材の育成・確保に努めるとともに、給油所・自動車整備工場・LPガス販売所の各事業が連携して経営基盤の強化に取り組めます。

4 直近5年間の連結ベースの主要な経営指標

（単位：百万円、％）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益 （事業収益）	2,954	2,926	2,953	2,883	2,926
信用事業収益	1,560	1,525	1,564	1,458	1,495
共済事業収益	449	439	411	406	406
農業関連事業収益	380	323	356	358	346
その他事業収益	560	637	621	660	677
連結経常利益	776	781	772	675	579
連結当期剰余金	564	526	548	464	484
連結純資産額	25,858	26,357	26,879	27,322	27,774
連結総資産額	240,348	244,851	247,107	249,918	248,813
連結自己資本比率	31.97%	31.71%	31.65%	31.82%	30.54%

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

5 連結貸借対照表

(単位：千円)

資 産 科 目	令和5年度	令和6年度	負 債 及 び 純 資 産 科 目	令和5年度	令和6年度
1 信用事業資産	240,019,728	235,940,684	1 信用事業負債	221,687,301	220,126,292
(1) 現金	345,558	351,049	(1) 貯金	221,199,708	219,499,832
(2) 預金	188,308,300	173,532,724	(2) 借入金	6,497	6,497
系統預金	188,304,056	173,526,532	(3) その他の信用事業負債	481,096	619,962
系統外預金	4,244	6,192	未払費用	36,215	95,470
(3) 有価証券	14,922,060	23,837,229	その他の負債	444,880	524,491
国債	2,736,321	4,110,033	2 共済事業負債	311,800	309,481
地方債	1,992,850	4,490,082	(1) 共済資金	55,340	50,313
社債	10,192,887	15,237,113	(2) 未経過共済付加収入	250,472	252,926
(4) 貸出金	35,439,871	37,173,020	(3) 共済未払費用	4,840	5,002
(5) その他の信用事業資産	1,085,999	1,066,167	(4) その他の共済事業負債	1,147	1,239
未収収益	1,017,820	1,034,551	3 経済事業負債	61,035	57,168
その他の資産	68,178	31,616	(1) 経済事業未払金	37,572	33,549
(6) 貸倒引当金	△ 82,061	△ 19,506	(2) 経済受託債務	4,853	6,165
2 共済事業資産	5,928	6,016	(3) その他の経済事業負債	18,609	17,452
(1) 共済貸付金	600	600	4 雑負債	417,759	430,492
(2) 共済未収利息	15	15	(1) 未払法人税等	146,019	129,029
(3) その他の共済事業資産	5,313	5,401	(2) リース債務	—	89,485
3 経済事業資産	126,400	132,093	(3) その他の負債	271,740	211,977
(1) 経済事業未収金	56,090	65,947	5 諸引当金	117,340	116,122
(2) 棚卸資産	64,441	59,457	(1) 賞与引当金	28,253	28,925
購買品	47,060	40,055	(2) 役員退職慰労引当金	10,420	15,982
販売品	16,316	18,475	(3) 特例業務負担金引当金	78,667	71,214
その他の棚卸資産	1,064	926	【 負 債 の 部 合 計 】	222,595,238	221,039,556
(3) その他の経済事業資産	6,269	7,039	1 組合員資本	27,343,766	27,816,584
(4) 貸倒引当金	△ 401	△ 351	(1) 出資金	150,981	150,118
4 雑資産	160,604	170,764	(2) 資本準備金	420,954	420,954
5 固定資産	2,569,579	2,607,347	(3) 利益剰余金	26,772,266	27,246,083
(1) 有形固定資産	2,568,539	2,606,747	利益準備金	656,500	656,500
建物	2,452,854	2,446,570	その他利益剰余金	26,115,766	26,589,583
機械装置	549,974	557,759	特別積立金	15,175,479	15,631,084
土地	1,548,139	1,545,513	カントリー修繕積立金	300,000	300,000
リース資産	—	100,827	施設投資積立金	600,000	600,000
その他の有形固定資産	661,580	643,949	信用事業基盤強化積立金	600,000	600,000
減価償却累計額	△ 2,644,008	△ 2,687,872	情報関連整備基金	2,000,000	2,000,000
(2) 無形固定資産	1,039	600	税効果調整積立金	54,974	51,288
6 外部出資	6,957,175	9,880,805	リスク対策積立金	3,000,000	3,000,000
系統出資	6,951,185	9,874,815	組合員活動基金	3,000,000	3,000,000
系統外出資	5,990	5,990	固定資産圧縮積立金	46,727	46,727
7 退職給付に係る資産	15,663	7,952	当期末処分剰余金	1,338,585	1,360,482
8 繰延税金資産	63,074	68,162	うち当期剰余金	464,786	484,349
			(4) 処分未済持分	△ 435	△ 571
			2 評価・換算差額等	△ 20,849	△ 42,314
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 20,849	△ 42,314
【 資 産 の 部 合 計 】	249,918,155	248,813,827	【 純 資 産 の 部 合 計 】	27,322,917	27,774,270
			【 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 】	249,918,155	248,813,827

6 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	1,865,514	1,840,551	(11) 不動産事業収益	55,268	60,618
(1) 信用事業収益	1,458,775	1,495,746	(12) 不動産事業費用	3,650	2,227
資金運用収益	1,373,058	1,445,703	不動産事業総利益	51,617	58,390
うち預金利息	988,730	997,802	(13) 加工事業収益	511	512
うち有価証券利息	53,055	127,381	(14) 加工事業費用	361	398
うち貸出金利息	275,436	280,718	加工事業総利益	150	114
うちその他受入利息	55,836	39,800	(15) 利用事業収益	25,082	19,326
役務取引等収益	33,201	38,774	(16) 利用事業費用	15,608	17,429
その他経常収益	52,516	11,267	利用事業総利益	9,473	1,896
(2) 信用事業費用	202,859	275,581	(17) 郵便切手類販売事業収益	505	540
資金調達費用	51,976	174,738	(18) 郵便切手類販売事業費用	—	—
うち貯金利息	48,739	170,299	郵便切手類販売事業総利益	505	540
うち給付補填備金繰入	523	696	(19) 指導事業収入	2,531	3,065
うちその他支払利息	2,714	3,742	(20) 指導事業支出	18,763	20,852
役務取引等費用	91,709	95,941	指導事業収支差額	△ 16,231	△ 17,786
その他経常費用	59,173	4,901	2 事業管理費	1,306,774	1,382,274
うち貸倒引当金戻入益	△ 19,880	△ 62,554	(1) 人件費	927,651	979,163
信用事業総利益	1,255,915	1,220,164	(2) 業務費	105,656	106,388
(3) 共済事業収益	406,092	406,263	(3) 諸税負担金	62,645	73,449
共済付加収入	383,142	378,787	(4) 施設費	207,000	218,864
その他の収益	22,950	27,476	(5) その他事業管理費	3,819	4,408
(4) 共済事業費用	16,897	16,258	事業利益	558,739	458,276
共済推進費	15,725	15,065	3 事業外収益	121,206	124,224
共済保全費	1,167	1,189	(1) 受取雑利息	2	17
その他の費用	4	3	(2) 受取出資配当金	105,391	106,815
共済事業総利益	389,194	390,004	(3) 賃貸料	7,841	7,952
(5) 購買事業収益	788,510	812,881	(4) 雑収入	7,970	9,439
購買品供給高	781,020	804,086	4 事業外費用	4,385	3,139
購買手数料	4,662	6,260	(1) 支払雑利息	1,628	1,526
その他の収益	2,827	2,534	(2) 寄付金	2,750	1,603
(6) 購買事業費用	635,625	658,115	(3) 雑損失	7	9
購買品供給原価	632,796	655,025	経常利益	675,560	579,361
購買品供給費	2,246	2,347	5 特別利益	2,933	60,957
その他の費用	582	742	(1) 一般補助金	2,933	—
うち貸倒引当金戻入益	—	△ 43	(2) 固定資産処分益	—	60,957
購買事業総利益	152,884	154,765	6 特別損失	37,256	269
(7) 販売事業収益	145,894	127,135	(1) 固定資産処分損	34,322	269
販売品販売高	134,740	114,597	(2) 固定資産圧縮損	2,933	—
販売手数料	9,988	11,491	税引前当期利益	641,237	640,049
その他の収益	1,165	1,046	法人税、住民税及び事業税	168,360	151,948
(8) 販売事業費用	124,097	94,598	法人税等調整額	8,090	3,751
販売品販売原価	119,961	91,814	法人税等合計	176,451	155,699
販売費	4,135	2,784	当期剰余金	464,786	484,349
その他の費用	0	△ 1			
販売事業総利益	21,797	32,537			
(9) 保管事業収益	437	184			
(10) 保管事業費用	230	261			
保管事業総利益	207	△ 76			

7 連結注記表

令和6年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

ア. 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・1社

株式会社 JA西春日井エナジー

イ. 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・0社

(2) 持分法に適用の関連法人等・・・・・・・・・・0社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

ア. 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日・・・1社

連結されるすべての子会社子法人等の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当する事項なし

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。

2. 継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式併当の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式併当の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

・その他の有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品及び販売品・・・・・・・・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）

ただし、店舗在庫、生活物資の一部については、売価還元法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）

・その他棚卸資産・・・・・・・・主に先入先出法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な利用年数は以下の通りです。

・建物 3年～50年
・機械装置 7年～17年

② 無形固定資産

定額法によっています。なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。

また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を利用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権者から担保の処分可能見込額及び完済による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。

また、現在、経営破綻の状況はないが、経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権者から担保の処分可能見込額及び完済による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定陪審が資産査定を実施し、当該陪審から独立した監査室が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

ただし、当組合は当事業年度末の年金資産見込額が、退職給付債務を超過しているため、当該超過額を「退職給付に係る資産」に計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特別業務負担金引当金

特別業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 不動産事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売り渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該業務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売り渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

エ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・野菜予冷施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は弥散方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内訳開示の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間の取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内容隔りも含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内容隔りを除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4. 会計方針の変更に関する注記

(1) 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

5. 表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
① 当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：19,858千円
② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や世帯の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地帯の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮定に基づいており、将来の不確実な世帯経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

7. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項なし

8. 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項なし

9. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮引当額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引当額の総額は6,250千円であり、その内訳は次のとおりです。
建物 2,365千円 機械装置 2,933千円 器具備品 952千円
② 担保に供している資産等
担保に供している資産等はありません。
③ 農協の理事及び監事に対する農協及び子会社等への金銭債権及び金銭債務
金銭債権総額 43,658千円
金銭債務総額 -千円
④ 農協去等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-
危険債権	21,497
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合 計	21,497

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延して

いる貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）
④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②の債権及び③の貸出金を除きます。）
⑤ なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

10. 連結損益計算書に関する注記

該当する事項なし

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や世帯から預った貯金を原資に、農家組合員や世帯内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。
② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び収益投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
③ 金融商品に係るリスク管理体制
ア 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び債務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益が強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基き、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

（トレーディング目的以外の金融商品）
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が56,584千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に対応を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

② 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	173,532,724	173,081,247	△ 451,477
有価証券	23,837,229	22,947,890	△ 889,339
満期保有目的の債券	23,097,429	22,208,090	△ 889,339
その他有価証券	739,800	739,800	-
貸出金	37,173,020	-	-
貸倒引当金	△ 19,506	-	-
貸倒引当金控除後	37,153,513	36,932,360	△ 221,152
資産計	234,523,467	232,961,497	△ 1,561,969
貯金	219,499,832	218,903,117	△ 596,714
負債計	219,499,832	218,903,117	△ 596,714

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞責権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	9,880,805
合 計	9,880,805

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	173,532,724	-	-	-	-	-
有価証券	900,000	1,000,000	1,700,000	3,000,000	2,900,000	14,500,000
満期保有目的の債券	900,000	1,000,000	1,500,000	3,000,000	2,500,000	14,300,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	200,000	-	400,000	200,000
貸出金（注）	3,231,035	2,193,303	2,148,457	2,036,940	1,986,177	25,577,104
合 計	177,663,760	3,193,303	3,848,457	5,036,940	4,886,177	40,077,104

（注）貸出金のうち、当座貸越1,013,508千円については「1年以内」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	191,939,542	5,466,774	21,788,115	131,450	109,153	64,796
合 計	191,939,542	5,466,774	21,788,115	131,450	109,153	64,796

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

1. 2. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-
	地 方 債	-	-
	社 債	-	-
	小 計	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	3,953,823	3,766,010
	地 方 債	4,390,982	4,175,090
	社 債	14,752,623	14,266,990
	小 計	23,097,429	22,208,090
合 計	23,097,429	22,208,090	△ 889,339

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	-	-
	地 方 債	-	-
	社 債	-	-
	小 計	-	-
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	156,210	199,032
	地 方 債	99,100	100,000
	社 債	484,490	499,948
	小 計	739,800	798,980
合 計	739,800	798,980	△ 59,180

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

1. 3. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてするため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてするため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付に係る負債期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る資産	△ 15,663 千円
退職給付費用	64,593 千円
退職給付の支払額	△ 10,480 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 33,424 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 12,977 千円
期末における退職給付に係る資産	△ 7,952 千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産の調整表

退職給付債務	555,092 千円
年金資産	△ 563,045 千円
特定退職金共済制度	△ 308,030 千円
確定給付企業年金制度	△ 255,014 千円
退職給付に係る資産	△ 7,952 千円

④ 退職給付に関連する損益	
勤務費用	64,593 千円
退職給付費用	64,593 千円

20. その他の注記
該当する事項なし

(2) 特別業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金は10,021 千円であり、特別業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は73,913 千円となっています。

14. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)	
繰延税金資産	
特例業務負担金引当金	20,224
その他有価証券評価差額金	16,866
土地減損損失	15,464
未払事業税等	10,534
賞与引当金	9,418
減価償却超過	5,589
役員退職慰労引当金	4,555
その他	6,217
繰延税金資産 合計	88,870
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 18,444
退職給付に係る資産	△ 2,264
繰延税金負債 合計	△ 20,708
繰延税金資産の純額	68,162

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
受取利息等永久に益金に算入されない項目	△ 2.3%
法人税額の特別控除	△ 2.4%
住民税等の割額	0.1%
その他	△ 0.2%
税効果適用後の法人税等負担率	24.3%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.8%から28.5%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,097 千円増加し、その他有価証券評価差額金は414 千円減少し、法人税等調整額は683 千円減少しております。

15. 賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

16. 合併に関する注記

該当する事項なし

17. 新設分割に関する注記

該当する事項なし

18. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

19. 収益認識に関する注記

「3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和5年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

ア. 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・1社

株式会社 JA西春日井エナジー

イ. 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・0社

(2) 持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・0社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

ア. 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日・・・・1社

連結されるすべての子会社子法人等の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当する事項なし

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2. 継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式併当の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式併当の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・満期保有目的の債券・・・・償却原価法（定額法）

・その他の有価証券

時価のあるもの・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等・・・・移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品及び販売品・・・・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）

ただし、店舗在庫、生活物資の一部については、売価還元法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）

・その他棚卸資産・・・・主に先入先出法による原価法（収益性の低下による簿面切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

・建物 3年～50年

・機械装置 7年～17年

② 無形固定資産：定額法によっています。

なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借却期間で均等償却しています。

また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び完済による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。

また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び完済による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の

支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定段階で資産査定を実施し、当該段階から独立した監査室が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特別業務負担金引当金

特別業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を委託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

ウ 不動産事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介事業であり、利用者等との契約に基づいて当効義務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

エ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・野菜予約種等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は増徴方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内訳項目の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内訳項目も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、

- 各事業相互間の内部貸付金を除去した額を記載しております。
- ② 当組合が代理人として関与する取引の利益計算書の表示について
- 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
4. 会計方針の変更に関する注記
- 該当する事項なし
5. 表示方法の変更に関する注記
- 該当する事項なし
6. 会計上の見積りに関する注記
- (1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
- ① 当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：82,462 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に基づく貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮定に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
7. 会計上の見積りの変更に関する注記
- 該当する事項なし
8. 誤謬の訂正に関する注記
- 該当する事項なし
9. 連結貸借対照表に関する注記
- (1) 固定資産の圧縮引当額
- 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引当額の総額は6,250 千円であり、その内訳は次のとおりです。
- 建物 2,365 千円 機械装置 2,933 千円 器具備品 952 千円
- (2) 担保に供している資産等
- 担保に供している資産等はありません。
- (3) 農協の理事及び監事に対する農協及び子会社等への金銭債権及び金銭債務
- 金銭債権総額 49,388 千円
- 金銭債務総額 - 千円
- (4) 農協去等開示債権の状況
- (単位：千円)
- | | |
|-------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 675 |
| 危険債権 | 22,898 |
| 三月以上延滞債権 | - |
| 貸出条件緩和債権 | - |
| 合 計 | 23,573 |
- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記①及び②の債権を除きます。)
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記①、②の債権及び③の貸出金を除きます。)
- ⑤ なお、上記④号の債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

10. 連結利益計算書に関する注記

該当する事項なし

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び株投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益性及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動率を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が20,058 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動率を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分擔実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際を踏まえています。

④ 金融商品の対価等に関する事項についての補足説明

金融商品の対価(対価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等

によった場合、当該価額が異なることもあります。

② 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	188,308,300	188,178,407	△ 129,893
有価証券	14,922,060	14,773,810	△ 148,250
満期保有目的の債券	13,752,050	13,603,800	△ 148,250
その他有価証券	1,170,010	1,170,010	-
貸出金	35,439,871	-	-
貸倒引当金	△ 82,061	-	-
貸倒引当金控除後	35,357,810	35,545,422	187,612
資産計	238,588,171	238,497,640	△ 90,531
貯金	221,199,708	221,079,699	△ 120,009
負債計	221,199,708	221,079,699	△ 120,009

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元金金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額から未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞責権・期限の利益を喪失した責権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価算定には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,957,175
合 計	6,957,175

④ 金利責権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	188,308,300	-	-	-	-	-
有価証券	400,000	900,000	600,000	1,700,000	2,700,000	8,700,000
満期保有目的の債券	-	900,000	600,000	1,500,000	2,700,000	8,100,000
その他有価証券のうち 満期のあるもの	400,000	-	-	200,000	-	600,000
貸出金（注1,2）	3,308,380	2,056,554	2,018,755	1,972,700	1,860,413	24,204,764
合 計	192,016,681	2,956,554	2,618,755	3,672,700	4,560,413	32,904,764

（注1）貸出金のうち、当座貸越1,194,968千円については「1年以内」に含めています。

また期限のない劣後無償付ローンについては「5年超」に含めています。

（注2）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件

18,302千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	208,827,436	5,930,466	6,048,429	130,839	172,736	89,799
合 計	208,827,436	5,930,466	6,048,429	130,839	172,736	89,799

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

1.2. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	690,749	703,050	12,300
	地 方 債	890,130	897,260	7,129
	社 債	400,000	402,430	2,430
	小 計	1,980,880	2,002,740	21,859
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	1,872,822	1,853,460	△ 19,362
	地 方 債	1,000,000	989,630	△ 10,370
	社 債	8,898,347	8,757,970	△ 140,377
	小 計	11,771,169	11,601,060	△ 170,109
合 計		13,752,050	13,603,800	△ 148,250

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地 方 債	102,720	100,000	2,720
	社 債	602,420	599,866	2,553
	小 計	705,140	699,866	5,273
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	172,750	198,973	△ 26,223
	社 債	292,120	300,047	△ 7,927
	小 計	464,870	499,020	△ 34,150
合 計		1,170,010	1,198,887	△ 28,877

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

1.3. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてするため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	4,802 千円
退職給付費用	58,127 千円
退職給付の支払額	△ 32,633 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 33,115 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 12,845 千円
期末における退職給付に係る資産	△ 15,663 千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産の調整表

退職給付債務	523,614 千円
年金資産	△ 539,278 千円
特定退職金共済制度	△ 289,341 千円
確定給付企業年金制度	△ 249,937 千円
退職給付に係る資産	△ 15,663 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	58,127 千円
退職給付費用	58,127 千円

(2) 特別業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金は9,465千円であり、特別業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は74,868千円となっています。

14. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
特別業務負担金引当金	21,869
土地減損損失	15,084
未払事業税等	10,593
賞与引当金	9,200
倉庫解体費用	9,166
減価償却超過	5,447
その他有価証券評価差額金	8,027
その他	6,031
繰延税金資産 合計	85,421
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 17,991
退職給付に係る資産	△ 4,354
繰延税金負債 合計	△ 22,346
繰延税金資産の純額	63,074

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

15. 賃貸等不動産に関する注記

該当する事実なし

16. 合併に関する注記

該当する事実なし

17. 新設分割に関する注記

該当する事実なし

18. 重要な後発事象に関する注記

該当する事実なし

19. 収益認識に関する注記

「3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

20. その他の注記

該当する事実なし

8 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	420,954	420,954
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	420,954	420,954
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	26,318,092	26,772,266
2 利益剰余金増加高	464,786	484,349
当期剰余金	464,786	484,349
3 利益剰余金減少高	10,612	10,532
支払配当金	10,612	10,532
4 利益剰余金期末残高	26,772,266	27,246,083

9 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0	—	0
危険債権額	22	21	△ 1
要管理債権額	—	—	—
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
小 計	23	21	△ 2
正常債権額	35,430	37,163	1,733
合 計	35,453	37,185	1,732

10 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区分	項目	令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	1,458	1,495
	経常利益	665	577
	資産の額	240,019	235,940
共済事業	事業収益	406	406
	経常利益	180	164
	資産の額	5	6
農業関連事業	事業収益	358	346
	経常利益	△ 148	△ 140
	資産の額	69	76
その他事業	事業収益	660	677
	経常利益	△ 21	△ 21
	資産の額	9,823	12,790
計	事業収益	2,883	2,926
	経常利益	675	579
	資産の額	249,918	248,813

■ 連結自己資本の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、30.54%となりました。
連結自己資本は、すべて組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	西春日井農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	149百万円（前年度150百万円）

（注）回転出資による資本調達はありません。

（令和7年3月31日現在）

1 連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	27,333	27,806
うち、出資金及び資本剰余金の額	571	571
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	26,772	27,246
うち、外部流出予定額（△）	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	82	19
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	82	19
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	27,415	27,825
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	11	5
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	12	6
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	27,403	27,819
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	82,383	88,807
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,719	2,260
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	86,103	91,068
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	31.82%	30.54%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

西春日井農業協同組合事業所一覧

●本 店	〒481-0033 北名古屋市西之保南若11	URL https://www.ja-nishikasugai.com/ E-mail : info@ja-nishikasugai.com
監査室・企画管理部・金融部		☎ (0568) 23-4001(代) FAX (0568) 24-1314
農業関連、農地・営農相談室		☎ (0568) 23-4005 FAX (0568) 23-3851
営農部		☎ (0568) 23-4056 FAX (0568) 23-3851
不動産関連、法務・税務相談		
●受注・相談センター	〒481-0046 北名古屋市石橋郷68	☎ (0568) 23-4055
●配送センター	〒481-0046 北名古屋市石橋郷68	☎ (0568) 24-1661
●グリーン西春日井	〒481-0046 北名古屋市石橋郷68	☎ (0568) 24-1662 FAX (0568) 24-1665
●アグリマルシェはるひ	〒452-0961 清須市春日振形127	☎ (052) 400-8311 FAX (052) 400-1570
●カントリーエレベーター	〒481-0004 北名古屋市鹿田才海67	☎ (0568) 25-0101
●野菜予冷施設	〒452-0962 清須市春日長久寺12	☎ (052) 409-5755
●育苗センター	〒481-0014 北名古屋市井瀬木五町50	☎ (0568) 21-0270
●本店営業店	〒481-0033 北名古屋市西之保南若11	☎ (0568) 23-5711 FAX (0568) 24-1314
●西春支店	〒481-0046 北名古屋市石橋郷68	☎ (0568) 21-0007 FAX (0568) 21-0747
●新川支店	〒452-0908 清須市寺野郷前63	☎ (052) 400-3745 FAX (052) 400-4176
●西枇杷島支店	〒452-0003 清須市西枇杷島町末広1	☎ (052) 501-9327 FAX (052) 501-9491
●阿原支店	〒452-0901 清須市阿原星の宮66	☎ (052) 400-3803 FAX (052) 400-4152
●清洲支店	〒452-0942 清須市清洲1丁目15-6	☎ (052) 400-3703 FAX (052) 400-3704
●春日支店	〒452-0961 清須市春日振形127	☎ (052) 400-0437 FAX (052) 400-0450
●師勝支店	〒481-0014 北名古屋市井瀬木355	☎ (0568) 23-2071 FAX (0568) 23-3251
●鹿田支店	〒481-0004 北名古屋市鹿田清水108-1	☎ (0568) 22-5826 FAX (0568) 22-5763
●青山支店	〒480-0201 西春日井郡豊山町大字青山1346	☎ (0568) 28-1321 FAX (0568) 28-1339

グループ会社 株式会社JA西春日井エナジー事業所一覧

		URL https://www.ja-nishikasugai.com/energy/ E-mail : energy@ja-nishikasugai.com
●本 社	〒481-0004 北名古屋市鹿田西赤土139	☎ (0568) 22-1159 FAX (0568) 23-9735
●第1給油所	〒481-0004 北名古屋市鹿田西赤土139	☎ (0568) 21-2520
●第2給油所	〒481-0014 北名古屋市井瀬木井の元 1	☎ (0568) 21-2101
●自動車整備工場	〒481-0004 北名古屋市鹿田西赤土137	☎ (0568) 22-1573
●LPG販売所	〒481-0004 北名古屋市鹿田西赤土139	☎ (0568) 22-1621



Instagram



西春日井農業協同組合



Facebook